

第五十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第五十三号

昭和四十一年六月二十四日(金曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

伊東 隆治君

宇野 宗佑君

坂村 吉正君

白濱 仁吉君

網島 正興君

丹羽 兵助君

長谷川四郎君

松田 鐵藏君

卜部 政巳君

兒玉 末男君

西宮 弘君

森 義視君

稻富 稜人君

出席國務大臣

農林 大臣 坂田 英一君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 榎垣徳太郎君

農林事務官 (畜産局長) 太田 康二君

農林事務官 (農林事務官) 岡田 覚夫君

農林事務官 (食糧庁業務第二部長) 岡田 覚夫君

専門員 松任谷健太郎君

委員外の出席者

農林事務官 太田 康二君

農林事務官 (畜産局長) 太田 康二君

農林事務官 (農林事務官) 岡田 覚夫君

農林事務官 (食糧庁業務第二部長) 岡田 覚夫君

六月二十四日

委員中村時雄君辞任につき、その補欠として稻

第一類第八号 農林水産委員会議録第五十三号

富稜人君が議長の指名で委員に選任された。同日

委員稻富稜人君辞任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)(参議院送付)

農産物価格安定法の一部を改正する法律案起草の件

農林水産業の振興に関する件(乳価及びでん粉価格の問題)

○中川委員長 これより会議を開きます。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたしました。飯谷政務次官。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

(役員欠格条項) 第二十八條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第三十八條第一項第六号中「技術の指導の事業」の下に、「肉用牛の生産の合理化のための事業を加え、」第四十五條の二において「を削り、」当該事業」を「指定助成対象事業に改める。

第四十條中「農林省令で定める規格に適合するものに限る」を「牛肉を除く」に改め、同條の次に一條を加える。

第四十條の二 事業団は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、輸入に係る牛肉を買い入れることができる。

第四十一條中「前條を」第四十條に、「第四十條まで」を「次條まで及び第四十四條において」に改める。

第四十二條の次に次の一條を加える。

第四十二條の二 事業団は、政令で定めるところにより、その保管する輸入に係る牛肉を中央卸売市場において売り渡すものとする。ただし、この方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売り渡すことができる。

前項の規定による売渡しは、牛肉(肉用牛を含む)の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産及び牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指示する方針に従つて、しなければならない。

第四十三條各号列記以外の部分中「第四十一條」の下に「若しくは前條第一項」を加え、同條第三号及び第四号中「第四十一條」の下に「又は前條第一項」を加える。

第四十四條中「又は指定食肉」を、「指定食肉又は輸入に係る牛肉」に改める。

第四十五條の二中「業務に要する経費としての」下に「第五十四條の三第一項の交付金に係る資金から」を加え、「第五十四條の三第一項の資金」を「当該資金」に改める。

第四十八條第一項中「第三十八條第一項第五号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ)及び」を「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ)に係る経理、同項第五号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ)に係る経理並びに」に改める。

第五十三條第一項に次のただし書を加える。

ただし、輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定においては、その残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を、政令で定める額に達するまで、積立金として積み立てなければならない。

第五十三條に次の一項を加える。

事業団は、輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定においては、第一項本文に規定する残余を生じたときは、第四十八條第一項の規定にかかわらず、その残余の額から第一項ただし書の規定により積立金として積み立てた額を差し引いて得た額を、第三十八條第一項第六号の業務(指定助成対象事業に係るものに限る)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

第五十四條の二に次の一項を加える。

政府は、輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定において第五十三條第

第一類第八号 農林水産委員会議録第五十三号

二項に規定する繰越欠損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業団に対し、その補てんに充てるため交付金を交付することができる。

第五十四条の第三項中「前条」を「前条第一項」に「交付金を」と「交付金にあつては」に改め、「充てるための資金として」の下に、「第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る)に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれを加え、「当該資金」を「これらの資金」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費に充てる場合」を「交付金に係る資金にあつては第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費に、繰入金に係る資金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る)に必要な経費にそれぞれ充てる場合」に改める。

第五十七条中「この法律」の下に「及びこの法律に基づく政令」を加える。

第六十二条第一項中「額のうち」の下に「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」を加え、「相当する額まで」を「相当する額との合計額まで」に改める。

附則第十條中並びに第四十一條を、第四十一條並びに第四十二條の二第一項に改める。附則第十一條中「第五十三條第一項」を「第五十三條第一項本文に」、「第三十八條第一項第五号及び第六号」を「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに同項第六号」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律百十二号)の一部を次のように改正する。  
第二十条第一項中「第三十九條から第四十四條まで」を「第三十九條、第四十條、第四十一

條、第四十二條、第四十三條、第四十四條」に改め、同条第三項中「第三十八條第一項第五号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ)及び」を並びに改め、「第三十八條第一項第五号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ)に係る経理」を削り、「法第六十二條第一項中「相当する額」とあるを「法第六十二條第一項中「合計額」とあるに、「相当する額」と暫定措置法第三條第一項第一号を「合計額に暫定措置法第三條第一項第一号」に、相当する額との合計額を「相当する額を加えて得た額」に改める。

理由

最近における肉用牛の生産事情の変化、牛肉の需要の伸長、牛肉の国際市場の動向等に対処して、弾力的に牛肉の需給の調整を図ることにより、肉用牛の生産の振興と国民の食生活の改善に資するため、畜産振興事業団に輸入に係る牛肉の買入れ及び売渡しの業務を行なわせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○仮谷政府委員 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

近年、国民所得の向上、国民食生活の高度化に伴い、食肉の需給規模は著しく拡大し、牛肉につきましては、肉用牛飼養頭数が、農業機械化の進展による役畜需要の減退、肉用牛の飼養基盤の脆弱性等の事情から急速に減少してきたため、牛肉の供給不足が漸次顕在化するに至り、最近牛肉価格の高騰をもたらしているのがあります。

このような牛肉の需給の逼迫と価格の高騰は、国民の食生活に重要な影響を与えているところであります。国民所得の向上、食生活の高度化に伴い、今後とも、食肉の需要は、全体として増加の基調をたどることは確実であり、この中にあって、牛肉自体もわが国民の嗜好に適した食品として

強い潜在需要を有することは看過し得ないところであります。

以上のような事態に対処して牛肉の需給の安定をはかるためには、肉用牛資源の維持増大と肉用牛飼養経営の改善を通じて、国内供給力の増強をはかることを基本とすべきことは言うまでもないものであります。このことは、同時に、農山村における農業の振興にも寄与するゆえんでもあります。

また、牛肉の需給は、国際的にも逼迫基調で推移するものと見通されますので、恒久的に牛肉の供給源を安易に海外に求めることには問題があり、諸外国の例から見ても、可能な限り国内自給の確保をはかることが必要であると考えられるのであります。

このため、政府におきましては、生産、流通等全般にわたる肉用牛対策を積極的に推進してまいることとし、昭和四十一年度におきましては、肉用牛繁殖育成センターの設置、肉用繁殖雌牛導入に対する助成等につきまして、別途所要の予算を計上してあります。

しかしながら、事の性質上これらの対策によって速効を期待することは困難でありますので、当面は、増大する需要をまかなうためには、輸入の増加にまたざるを得ないものと考えられるのであります。

以上のような事情を考慮いたしますと、国際市場の動向に即応した牛肉輸入の計画的実施をはかるとともに、牛肉輸入の増加が国内生産の維持拡大に悪影響を及ぼさないよう、国内需給の動向に十分配慮しつつ、輸入牛肉の国内放出を行なうことが必要となつてまいりますが、この一連の業務を畜産振興事業団に行なわせることが適当であると考え、ここに畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

その第一は、畜産振興事業団に輸入牛肉の買入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

入れ及び売渡しの業務を行なわせることであり

ことであります。

現行の畜産物の価格安定等に関する法律におきましては、指定食肉について、安定価格を定め、価格がこの安定価格帯の中で安定するよう、畜産振興事業団が指定食肉の買い入れ、売り渡しを行なう価格安定制度を設けており、従来豚肉を指定食肉としてこの制度を運用してきたのであります。が、牛肉につきましては、従来はその価格が漸騰傾向にありながらも、比較的安定的に推移してきており、豚肉のように周期的な価格変動を示す事態がなかったこと、また、流通機構が未整備なため、価格形成が必ずしも需給の実勢によつて適確に誘導される実態になく、しかも整形方法の不統一、品質のばらつき等から規格ごとに具体的な価格を定めることが不可能であったこと等により、指定食肉として指定してはならないのであります。この事情は今日といえども変わっておりません。

しかしながら、さきに申し上げましたような事情から、牛肉輸入を増加せざるを得ないこととなり、輸入牛肉の買い入れ、売り渡しを弾力的、機動的に行なう必要を生じたため、牛肉については、指定食肉の価格安定制度とは別個に、畜産振興事業団が輸入牛肉の買い入れ、売り渡しを行ない、牛肉の需給調整をはかる制度を設けることとするものであります。

すなわち、畜産振興事業団は、牛肉輸入の計画の実施のため、農林大臣の承認を受けて、輸入にかかる牛肉を買い入れることができるものとする一方、その保管する輸入にかかる牛肉を、原則として中央卸売市場において売り渡すものとしております。

この売り渡しにつきましては、国内生産の維持拡大に悪影響を及ぼすことを防止する観点から肉用牛及び牛肉の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産と牛肉の消費の安定をはかることを旨として農林大臣が方針を指示することとしたし、同事業団は、この方針に従つてその保管する輸入牛肉の売り渡しを行なわな

ればならないものとしたしております。

なお、牛肉について、指定食肉の価格安定制度とは別個の制度を設けることとしたことに伴い、牛肉を指定食肉の対象範囲から分離することとしたしております。

第二に、畜産振興事業団に、輸入にかかる牛肉の買い入れ、売り渡しの業務を行なわせることに伴い、同事業団の財務及び会計に関する規定を整備することとしたことであります。

まず、畜産振興事業団の行なう輸入牛肉の買い入れ、売り渡しの業務にかかる経理については、新たに特別の勘定を設け、現行の業務についての経理と区分して整理することとしたしております。

次に、この特別の勘定において利益を生じた場合におきましては、その利益のうち一部を積み立て金として一定額まで積み立てることとし、残余を、助成の業務にかかる特別の勘定に繰り入れ、肉用牛生産振興等の事業に対する助成の業務に要する経費として使用させることとしたしております。

また、畜産振興事業団の輸入牛肉の買い入れ、売り渡しの業務にかかる特別の勘定において、万一損失が累積するような事態が生ずる場合に備えて、この繰り越し欠損金を補てんするため、政府は、現行の助成の業務に必要な経費の財源に充てるための交付金ほか、同事業団に対し、交付金を交付することができることとしたしております。

第三に、以上の措置に関連して、この際、畜産振興事業団の監事の権限を強化し、役員欠格条項を手直しする等所要の規定の整備をすることとしたしているほか、附則におきまして、この法律案の施行期日を公布の日といたしておりますとともに、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法における畜産物の価格安定等に関する法律の適用についての特例に関する規定につきまして、所要の整理をいたしております。

以上をもちまして、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明といたします。

○中川委員長 以上で説明は終わりました。

○中川委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

○中川委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

○松浦(定)委員 昨日も同僚児玉、川崎両委員から質問をいたしました、現在非常に苦境に立っておりますでん粉生産農家の生活安定のために、今日のでん粉価格について、時代の変遷とはい

いながら政府においてはあまり重点的な力を入れていないのではないかと、そういうような観点から、二御質問申し上げたいと思つてあります。

従来から言っておりますように、わが国の食糧行政といえますが、そういう点については今日も依然として米麦中心の行政である。私もは国民食生活を安定するためには、むろん麦米に依存をしないでこれが行なわれるということは毛頭考へていないのであります。ところが、いま米価審議会も行なわれております。麦価の問題にしましても、あるいは米価の問題にいたしましても、これは国民全部が中心をその価格の問題に向けておるわけでありまして、かかる同じ生産農家であつても、豆類あるいはでん粉その他米麦を除く食糧生産に對しては、政府はある程度努力をしておるといながら、なかなかそれについては実績が伴っていない。ましてや、政府の責任においてやっておりますでん粉並びに大豆、なたねあるいはてん菜といったようなものでも十分でないのみならず、その線からはずれておる農産物、畜産物等については、他の産業から見たら全く非常にみじめな行政の中に置かれておるといふことは、私

はもう申し上げるまでもないと思つてあります。したがって、いま政府の所見といたしましてお聞きしたいのは、いま申し上げましたよう

に、いま現に行なわれておる米価審議会は国民の注視の中であつておる、かかる一方においては、でん粉その他農畜産物の価格問題については全然無関心であると言つてもいいから、昨日も児玉、川崎その他各委員から質問をいたしてありますように、特に昨年問題になりましたのでん粉価格につきましてはどういふような考え方を

持たせて進められようと思つておるのか、この点で政府の方針をまず第一にお聞きしたいと思つてあります。

○飯谷政府委員 昨日来、でん粉あるいはなたね、いろいろの問題について御質疑が行なわれたわけでありまして、決して私ども、でん粉にしましても、あるいはその他の農産物価格にいたしましても軽視をして、そのまま成り行きにまかすといったような考え方を持たせては絶対に臨んでいないのであります。それぞれ法律に基づきまして、その許される最高限度のものを私どもは取り上げて努力をいたしておる次第でございます。そのことが、必ずしも十分に農民諸君の御期待に沿えていないといった面については、これは御意見のところも確かにあるかと思つてあります。私どもは、現在の法律の範囲内において最善を期して努力をいたしておる、かように存じておるわけでありまして。

○松浦(定)委員 いま政務次官のお話ですと、最大の努力をされておる、現行法律の範囲内ということをつけ加えておられるようであります。昨年の十月にこのでん粉価格を決定するときのいきさつは御存じであろうと思つてあります。生産者の要望には、当然こたえられたような結果ではなかったものであります。しかし、いまもお話になりましたように、法律の範囲内で最大の努力をした、そういうことは昨年の十月にも私は当てはまると思つております。ですから、来年度については何かの方法を考えなければいかぬのではないかと

いうようなことで、政府としては、そのときにははつきり、来年は法律の内容に触れてでも検討して御期待に沿うといったような言明は公式にはありませんけれども、政府を構成しておる身党自由民主党の諸君は、御承知のとおり、当時は脱党騒ぎまで起こしてその問題を解決した。しかし、残されたものは、何とかこの問題について来年はこのような問題を再び起こさない、こういうことでの約束が実はあったと思うのです。われわれ野党もいたしまして、当然それと協力いたしまして、その内容についてはいざいざ検討をして、時があればいつでもその立法に協力し、あるいは自主的にこれを推進したいという熱意を持っておつたのは、御承知のとおりであります。ところが、今日そのような状態がまだ表面化されておらない、特にカンショにしまして、パレイショにしまして、農家は、今年度の作付については一応の目標をつくってこれを進めておるわけでありまして、しかし、価格はどうなるかということの心配があるわけでありまして、それぞれ、農家にいたしまして、いろいろな重大な問題として今日取り上げておるわけでありまして、政府の見解としては、やはり昨年の決定の経過にかんがみまして、今年はこのままの形で推進した場合には価格がどうなるのか、昨年と同じであるのか、あるいは下がるのか上がるのか、そういう点について事務当局のほうから政治的な発言では私は困るわけですが、事務当局として、はつきりした態度の表明を私はしていただきたいと思つておる。

○岡田説明員 御承知のように、イモ、でん粉価格は、農安法によりましてパリティ価格、それより生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して決定するということになっておるわけでございます。その法律に基づきまして価格を決定してまいつたわけでございますが、御承知のように、イモ並びにでん粉の価格は十月にきめるといふことになっております。そのときのパリティ、それから生産の予想収獲高、そういったものを考慮いたしま

して計算をするということになっておりますので、現在のところそれがどのような形で推移いたしますか明瞭になりませんが、価格がどのように上がるか下がるかというようにつきましても、現在なかなか答えがでないのではないかとはいふに考へておられます。

○松浦(定)委員 またことしも去年と同じようなことを繰り返すということでは、政府並びにそれを支持する、構成しておる身党の諸君の昨年から今年に至るまでの努力というものは、全然見られないじゃないかということをおしやるべきではないかというのであります。むしろパリティ方式でやるということでは法律はうたつておりますから、できませんけれども、それじゃ米価の問題も、パリティ方式でやるからということでは、いま何百万というような農家の要望を受けて大会を開いて、すでにまた何千、何万という人が東京に集まらなければならぬ、これは、私は、集まらなければならぬ、窮状をこの苦しい中で打開していかなければならぬ、それにこたえるためには、いまおしやるべきような法律的な問題だけではこたえ切れないということも、もう毎年繰り返されておる。ですから、私がいま政治的な発言はひとつ遠慮してほしいと申し上げたのは、何らかのこゝに、政府として昨年の経過にかんがみ、それじゃこの法案の改正等に何とかしたらこの考えに沿えるといったようなことを研究されておるのかどうか、こういうことをひとつお聞きしたかったのであります。私は、きょうは時間の関係がございまして、それに対して応酬というふうなことでなしに、それから身党の諸君でも、あるいは野党のわれわれにしまして、その点については私は一致しておると思つておる。政府にその意思があれば、これは確かに農民の要望にこたえ、あるいはまた上からなら上からなら、その程度の意見は了解すると思つておる。そして何か政治的な行動を起こさなければやれない、起こしたこ

によつて何ぼかでもそういうものができたといつたような、そういう間違つた指導をされるというところに、私は日本の農業行政の中に欠陥があると思つておる。必要なものであるならば、はつきり法律の改正を必要とするならば、ずばりやるべきである、それでやる場合においては、そういうあいまいなものでなくして、現在の農安法だつて少なくとも十三年間というものはあまり動かされてない。その犠牲になつておるのは生産農家なんです。たとえば、いまのパリティ指数で、その結果がわからないから十月云々とおしやるけれども、農機具とか農薬とかその他の資材は、どんなにいまの政府の値上りの政策の中で上がつていくのです。肥料を使わないで、農薬を使わないで、農機具を使わないで、一坪のイモだつて生産できないのです。そういう意味で、やつている農民の苦勞はあまりおわかりになつていないのではないかと。こういうふうにおしやるべきではないかと思つておる。ですから、そういう問題の解決は、政府も早急にやるが、あるいは国会においてもやる。こういうことに私は努力していただきたいと思つておる。

実は先般、六月の二十一日ですか、麦価対策全国農業協同組合の代表者会議がございました。そのときには、自由民主党、社会党、民社党三党が、それぞれの立場でその内容についていろいろ協力をする機会があつたわけでありまして、その中で新しく、今度の麦価と違つた提案を第三項として、農産物価格安定法の改正というものを言つておる。その中には、身党は身党なりに、野党は野党なりに、農民の期待に沿うような確約が私にはされておると思つておる。このことは、政府の考えいかんを問わず、これはわれわれ国会に籍を置く者としてもこたえなければならぬ。おそらく努力をされつとあると私は思つておる。この結果によつては、いま部長がお話しになりましたようなことではなかなかおさまらぬと思つておる。ですから、そういう点を農林省も十分考慮されて、そして農民の期待に沿うように努力していただきたいと思つておる。

昨日も御質問の中にございました、いまなぜ日本の生産者が要求するような価格ができないかといへば、やはり輸入のコーンスターチ等が大きな障害になつておると思つておる。こういう輸入を全然やるなと言ふことはできませんけれども、ことさら日本の生産者を押えるようなことは誠に憚むべきである。だから自由化政策の改定をすればこの問題はすぐ解決できる問題だ、こういうふうな考えはおりますが、この点についてはいささかも現在の方針を変えないようなお考えであるのかどうか、この点を一応伺つておきたいと思つておる。

○岡田説明員 昨日もお答え申し上げましたとおり、私たちのほうでは毎年年度の需給計画をつくりまして、その需給計画に基づきまして、供給力に不足する部分につきましてコーンスターチを生産を行なうという考え方をとつておるわけでございます。したがって、コーンスターチを多量につくりまして国内のでん粉を圧迫するというふうなことは、今年等を見ましても相当現実の市場価格は騰貴をいたしておりまして、基準価格を割るような状態はないわけでございます。そういう意味で、私たちは、国内でん粉に圧迫を加えるということとは今後ともないと思つておる。

○松浦(定)委員 圧迫を加えることではないとお考へになつても、現に約三分の一弱くらいの程度のもものはやはり入つてきておるのです。これが依然として入つてきて、にもかかわらず、日本の生産者がそれに圧迫を加えられないといふことは、ないと思つておる。少なくとも三分の一が他の輸入によつて占められておる限りは、いかに保護政策をとつてもなかなかできない。にもかかわらず、保護政策がかりにないとするならば、この問題は、いま言明されたような形では推進できないと思つておる。ですから、私どもとしては、やはりそういう輸入については制限をしてもいいと思つておる。すべからず、それと、国内における生産農家を保護する意味においても、それにかわつて、でき得るような内

容の充実をしてもらわなければならぬということ  
を主張しておるのでありますから、この点十分お  
考えおき願いたいと思うわけであります。

それから特に、先ほど申し上げましたように、  
この十月に価格が決定するわけでありましたが、今  
日米価の問題は、田植えが終わるか終わらぬかに  
きまるわけです。もしこれが凶作になり、あるいは  
は災害があった場合には補償されておるけれど  
も、これらの問題については非常に不十分な点が多  
いわけですから、何とかしてこの価格決定を少なく  
とも八月三十日くらいにする必要があるのじやない  
か、こういう要請は前々からあるわけです。さら  
にまた、価格のきめ方が早いだけでは、これは問題  
にならないわけでありまして、昨日もいろいろの質  
問がありましたように、買入れ価格の基準価格の決定  
については非常に重要な問題がある。いまペリテ  
ィ問題等をおっしゃっていただきましたけれども、な  
かなかそれだけでは農家は生産を償うような形に  
ならないのでありますから、私ももちろん近々中に  
諸般の情勢からそうなると思っておりますが、いま  
なかなか一挙にならないというところは非常に遺憾  
であります。ですから、この点につきましても、価  
格決定についてはぜひひとつ農民の要請にこたえら  
れるような、そういう内容を充実していただきたい。

それから、もう一つ重大な問題がこの原料基準  
価格決定についてあるわけでありまして、これは、  
私は北海道におります関係からよくわかっており  
ますが、最近コストダウンをするために、いろ  
いろな意味で工場の近代化といいますが、大型化  
をやっておるわけでありまして、これについては非  
常に無理がかかります。ばく大な資金をかけなければ  
ならぬし、あるいは自分の地域以外からも集荷を  
しなければならぬ関係から、非常に、地理的条件を  
克服する、こういう点についても問題がございます  
。ですから、この工場の近代化に伴って施設を拡充  
しなければならぬ点については、ある程度生産者も  
犠牲になり、そしてやっております

が、国がこれに対して協力しなければならぬよ  
うな問題が実はあるわけでありまして、それは、何  
といつてもでん粉等から出ます廃液の処理問題で  
あります。従来からも、この廃液の処理問題は、  
単にただ生産者の生活安定のために、経済発展の  
ためにこの施設をするのだということだけでは許  
されないわけでありまして、これは一般の住民の衛  
生関係その他漁業等の関係もありまして、非常に  
むずかしい。それを克服してやっておりますけれど  
も、最近大型化になると同時に、その規模も非  
常に大きくなる。特にこれは、現実の問題として  
現地にあらわれておりますから私は聞いておきた  
いと思っておりますし、努力してもらいたいと思  
いますけれども、この河川が、このごろ町村から  
府県になり、国になり、国の場合も一級、二級、そ  
ういふ種類をつくっております。このごろ毎年  
特殊河川から一級河川というようになっており  
ます。一級河川にどんどんやっております。その  
ほどう一級河川になることについては非常にけ  
う工場の出る廃液の処分は、これまたそれに  
沿って非常に犠牲を受けるわけですから、これは  
当然だと思っております。そのことによつて漁  
民やあるいは一般の者に迷惑をかけてはいかぬ  
から当然だと思っております。たとえ本年、一  
例として北海道の十勝川が一級河川になりまし  
た。でありますから、この十勝川という範囲  
——北海道はほとんどそうでありまして、ど  
こへ行きますともその河川を中心にして、兩岸  
はそういう多くの原料生産者がおいて工場を  
やっております。ですから、今度一級河川にな  
りまして、どうしてもいまのままではいか  
ないという状態が出てきたわけでありまして、  
ホクレンが、いまやっております工場は、もう  
わずかに三カ月くらいで、最低百二十、三十  
万から二百万くらいを処理しております。そ  
こから出る廃液というものは、多くは犠牲を  
払って処理しております。依然として問題は

解決できない。ですから、今度は一億五千万  
くらいにしても必要な資金をかけて、この一級  
河川になると同時にの措置としてこれをやる  
わけでありまして、これは十勝川の一級河川  
だけを申し上げても、一級であろうと二級  
であろうと、あるいは町村河川であろうと、  
同じことが言えると思っております。ですから、  
これらの問題についての経費は、当然私はこの  
加工経費に入れるべきである。こういうように  
考えます。

それからもう一点、特に大型化になりますと、  
その生産原料集荷の場合には非常に広範囲で  
あります。私の地元等では、もう半径が最低  
十五キロから二十キロに及ぶわけですから、  
そのくらい集めてこない、百数十万という  
ものは集まらないわけですから、それだけ  
を専門的につくるわけじゃありませんから、  
そうしますと、いままで二十円くらい運賃  
がかったものが、今度は三十円なり三十五  
円なり、ひどいところは四十円出さなければ  
ならぬ。そういうものはいままで全然見て  
いないわけなんです。ですから、この大型化  
になって、農家の手だけでは運べない、廃  
液処理もそういうことになる、こういうもの  
が、現行法では私は考えられておらない  
と思っております。こういう問題について、  
私も、これはすみやかに改正する必要がある  
と思っております。こういう点について、  
現行法ではそれはできないとおっしゃって  
も、実際問題として生産をするためにかかる  
経費でありますから、こういう点についての  
農林省としての所見を伺っておきたいと思  
うわけでありまして、

促進されるということによって、でん粉の  
需要が拡大されるということも必要であらう  
というふうにお考えを願います。

それから第一点の、近代化施設の問題でござ  
います。従来比較的小規模でございましたが、  
排水設備の問題は、それほど大きな問題  
ではなかったと思っております。一応私  
たちのほうでは、各工場から経費をとり  
まして、それを基礎にいたしまして加工費  
というものを計算いたしておるわけでも、  
十分検討してまいりたいというふう  
に考えております。

それから第三の運賃の問題でございますが、  
運賃の問題につきましては、先国会から、  
芳賀先生からもいろいろお話がござい  
まして、われわれも十分検討することに  
いたしておるわけでありまして、従来は、  
現実の問題として、農家から持って  
いく場合もある、それからでん粉屋が  
農家の庭先まで買に行く場合もある。  
いろいろの形態がございまして、農  
林省の調査の中にも運賃が一応含ま  
れておる。農民のイモの価格をきま  
めます場合には、イモの価格をきま  
めます場合には、運賃も含めての経費  
の計算にもなっております。そのとき  
そのときの状態によりまして非常に  
進った形になっておりますので、運賃  
だけを取り出すということとはなかな  
かむずかしいという面もあつたわけ  
でございます。現在、どのようにする  
かということにつきましては検討いた  
しておるわけでございます。

○岡田説明員 第一点、農民の要望するよ  
うな価格にきめるという点でございますが、  
これは先ほど申し上げましたように、  
法律の規定に基づきまして算定する  
という点でございますが、その際  
のペリティ価格とか、生産費とか、  
需給事情とか、いろいろなものにつ  
きまして十分検討いたしましてきめ  
るといふことになっております。農  
業の生産が確保されるような考  
え方で進めておるわけでございます  
。ただ、でん粉の場合におきま  
しては、原料でございますので、  
現実に消費が

○松浦(定)委員 河川の汚水処理の  
問題につきましては、いまお話し  
のように、大型化すればそれだけ  
のものはいやほやり処置しなければ  
ならぬ、そういうものをお考えいた  
だかなければならぬと思いま  
す。運賃の問題についても、いま  
までのようにわずかに半キロやそ  
こら、一キロを農家が持つていく  
場合にはそれでよかつたと思  
うのです。これだけ大型化になり  
ますと、均衡をとる場合におい  
ても、そういう人だけではどう  
にもならないのです

から、工場が成り立たないから、二十キロ以上の  
人でもこれは運ぶ、そういう人のために工場が維  
持されるということになれば、いまおっしゃった  
ように、いままでと違った運賃計算もしなければ  
ならぬ。

それからもう一つは、いまもお話しになりました  
ように、こういうものはバレイショ原料だけで  
す。たとえば、いま問題になっておる、陳情等を  
受けました乳価の問題につきましては、もう庭先  
まで取りに来るわけですね。何でも庭先まで取  
り来るのです。それは農家がぜいたくだとわれ  
れば別でありますけれども、これはもう近代化と  
いうことであれば当然であります。でありますか  
ら、特にそういう量の多いもの、それを運ぶとす  
れば、個人個人で四輪なりトラックを必要としな  
ければならないようなものについては、当然これは機  
関がやるべきだと思つておる。機関がやる場合にお  
いても、国の買い上げの対象になるものについて  
は国が見るべきである、こういう原理が成り立つ  
と思つておる。ですから、ぜひひとつ、他の牛乳  
その他の雑穀等につきましてはもう全部農協が代  
行し、あるいはそういう形で庭先まで取りに来る  
わけですから、このバレイショあるいはピート、こ  
ういったようなものにつきましては、これはもう  
はつきりその点について明確に、今度は運賃は何  
がし、こういうことにもしてやらねと、いまま  
でのように入つておつたから、あるいはいなか  
からというので、その情勢の変化によつてそれ  
が明らかにならないようなことではいけない。安  
くなつても運賃はこれだけ、高ければこれだけ  
というはつきりしたものを、私はこの機会にひとつ  
御考慮願ひたい。いま第一部長も、その点につ  
いては従来から検討しておる、こういうお話でござ  
いますから、どうぞひとつそういう点についても、今  
後のでん粉価格につきましてはぜひ生産者の意向  
を尊重されまして、そうして日本のでん粉が、  
外国のでん粉に依存しなくても需給が安定する  
ような形を政府の政策としてとつていただきた  
い、こういうふうに要望いたしましたして、政務次

官のその点についての御見解をお聞きいたしまし  
て、私の質問を終わりたいと思ひます。  
○飯谷政府委員 毎年、でん粉価格決定につきま  
してはいろいろと農民団体からも強い御要望があ  
りますし、できるだけそういう趣旨に沿うように  
われわれも努力を続けてまいつたつもりでありま  
すが、特に本年の場合は、昨年度の決定に関する  
経緯等もございまして、いろいろと私も、法  
律の範囲内で事務的に可能な程度のものに努力  
しなければならぬという考え方で実は臨んでお  
るわけでございます。具体的な問題はただいま  
部長が申し上げたとおりであります。御趣旨に  
沿つて改善の努力をいたしてまいりたい、かよう  
に存じております。

○中川委員長 東海林君。  
○東海林委員 私は、乳価の問題について若干質  
問をいたしたいと思つておる。

御承知のように、加工原料乳生産者補給金等暫  
定措置法につきましては、昨年の本委員会におき  
まして、ずいぶんいろいろな論議がかわされ、そ  
して最終的には三党の意見が一致しまして、二点  
の修正をし、附帯決議をつけて成立を見た経過が  
あるわけでございます。本年の四月一日からこれ  
が実施されました。大体三カ月になんとなす  
わけです。近く第一回の不足金払いが支払される  
ことになるわけでございますが、私どもが承知し  
ている範囲におきましては、現在のところその進  
み具合は、法律が意図しておるようなぐあいに  
うまいくつておるようにはどうも見られないので  
ございまして、そういう観点から若干質問をいた  
したいと思つておる。

まず最初に、私は非常に遺憾の意を表さなけれ  
ばならぬことがございます。それは、本年の三月  
から四月一日の午前にかけて論議されました不足  
払いのものととなります原料乳の保証価格の算定に  
ついてでございますが、特にその生産費の中の自  
家労賃の算定につきましては、昨年の本委員会に  
おきまして、当時の赤城農林大臣の、主要加工乳  
地帯における他産業従事者の労賃と均衡するよう

な労賃を採用するのが妥当と認めると、こういう  
趣旨のはつきりした言明があつたわけでございます。  
しかるに、本年の四月一日に、この告示を前  
にいたしました農林省の内意を伺いましたところ  
は、そうではなしに、その地帯における臨時雇用  
労賃をもつて算定するということがありまして、  
本委員会において約一週間にわたつてこの問題に  
ついての論議をいたしたわけでございます。そう  
して、御承知のように、三月三十一日並びに四月  
一日の午前の本委員会において、坂田農林大臣  
は、まず第一点として、昨年の赤城農林大臣の言  
明はこれをそのとおり認める、第二点として、た  
だし、実施第一年度である四十一年度において  
は、その趣旨を尊重しながらも、しかし実情  
に合うように考えてきめたい、第三点としては、  
しかし、できるだけ将来においてはすみやかにそ  
の原則どおりの算定をいたしたい、こういう趣旨  
の答弁があつて、一応われわれも了承したような  
わけです。ところが、四月一日に実際に告示され  
たその保証価格を見ますと、その自家労賃の算  
定にあつては、当初農林省が考えておつたとお  
り、臨時雇いの労賃をそのまま採用してござい  
まして、そういう趣旨を尊重しつつ、しかし実情を考  
えてきめるといふ意味の、趣旨を尊重しつつとい  
う点が全然無視されておるのでございまして、全  
く当初から農林省が考えておつた臨時雇いの労賃を  
そのままとつた、本委員会において一週間にわ  
たつて論議したことが何らその中に尊重されてお  
らない、こういう点については、われわれは遺憾  
というよりは、まことに本委員会の権威としても  
これは許しがたいことではないか、このように考  
えるわけでございますが、その点についてまずひ  
つとお答えをいただきたいと思つておる。

○樽垣政府委員 加工原料乳の保証価格を算定し  
たし、まずそのあたりを、その基礎となる加工原  
料乳地帯における生乳生産費の算定を必要とする  
わけでございますが、その算定にあつた自  
家労賃の評価をいかにすべきかということにつ

ましては、ただいま東海林先生からお話ござい  
ましたように、当委員会におきましては、当該地  
域における他産業労賃と均衡するように評価がえ  
すべきであるという御意見がございました。ま  
た、赤城農林大臣が、法案審議の過程におい  
て、赤城農林大臣としての考え方として、当該地域  
における他産業の労賃と均衡するように考えるこ  
とがよいのではないかと趣旨の発言をいたし  
たことも、御指摘のとおりでございます。この問  
題につきましては、当委員会においてもしばしば  
農林大臣からも御意見があり、御説明を申し上げ  
たとおりでございます。また、他の農産物価  
格制度との関連における考え方の調整というよう  
な広範な問題を含んでおるわけでございます。四  
十一年度の保証価格算定にあつては、赤城  
農林大臣が極力加工原料乳地帯における営農の  
実態を考慮しまして、できる限り保証価格を  
基準にきめるべきであるという基本的な考え方を  
申してあつた点は、私どもも尊重いたしました  
のでございます。政府内における最高級の検討を  
いたしました結果、その結果に従ひまして私ども、畜産物  
価格審議会に審議資料として提案をいたしました  
保証価格の試算というものについて若干の修正を  
加えまして、四十一年度の保証価格を決定したと  
いうような経緯に相なつておるわけございま  
す。

○東海林委員 当初、畜産物価格審議会に試算と  
して出したものを若干修正した点は、私も承知し  
ておるのでありますが、しかし、その修正した内  
容は、いま私が問題にいたしておりますように、  
自家労賃の算定を、審議会の論議なりあるいは本  
委員会が一週間にわたつて論議をしたその結果を  
尊重して、自家労賃の評価について変更したとい  
うのではなしに、他の要素について変更したので  
ございまして、坂田農林大臣が、先ほど私の言  
うた第二点として本委員会が言明した、直ちに全  
面的に赤城農林大臣の発言のとおりにはいかな  
い、その趣旨を尊重しながら、本年度の実情を考

えながらきめる、そういう点が何ら考慮されていない、そういう点を私が言うておるわけでございます。この点はきわめて重大な点でございますから、政務次官からひとつはっきりお答えを願いたいと思ひます。

○飯谷政府委員 赤城前大臣の答弁の問題につきまして、現大臣がその趣旨を尊重してやるという問題につきましては、当時ずいぶんいろいろと本委員会におきましても議論をされた問題でございます。その趣旨を体して将来努力をいたしたいという、そういう考え方には間違いはないと私も考へておるわけでありますが、ただ、本年直ちということにつきましては、これは率直に申し上げまして、あの諮問案を若干修正することにつきましては相当の紆余曲折があり、議論をし、そして何回か協議をいたしました結果あるという結果が生じたわけであります。確かにその内容は必ずしも自家労賃の評価を変えたという趣旨には相なっておりません。これは御指摘を受けるとおりでありまして、この点は、確かに委員会での論議から考へてまいりますと、必ずしも御趣旨に沿つたものでないとも考へるわけであります。しかし、われわれも最大の努力をいたしたわけであります。次の時期におきましては、今後は御趣旨に沿うような努力を続けてまいらなければならぬ、かように存じておるわけであります。

○東海林委員 いま政務次官から、わりかた率直な御答弁でございまして、私はただ、これは納得はできませんが、過ぎたことでございまして、これ以上この問題にこだわることをやめたいと思ひますが、しかし、今後の問題としては、やはり委員会では法案審議の際に政府の責任者が言明したことは、法案の実施にあつてはこれを突行するということ、これはほんとうに私は大事な事だと思つておるわけであります。その原則がくずれるならば、われわれは委員会では法案審議をして、政府の答弁を求める意味がない。したがつて、こういう点については、今後嚴重にひとつ戒めてもら

いたいということをお願いしておきたいと思ひます。

次に質問を進めますが、そこで、まず局長にお尋ねしますが、現在指定団体の設立の関係はどのようなところまで進んでおりますか、状況の御報告をいただきたいと思ひます。

○榎垣政府委員 新しい法律に基づきます指定生乳生産者団体は、四十六都道府県のうち四十二都道府県につきまして指定が行なわれております。四県、すなわち神奈川、新潟、埼玉、京都がまだ未設立で、現在設立準備中でございます。埼玉、京都については近く指定が行なわれ、続いて新潟が行なわれるはずになっております。神奈川については、現在団体設立の準備が進められておるとい

う段階でございます。

○東海林委員 大部分の府県において設立が終つてゐる。しかし、わずかに四県でありまして、まだ終つてないところがある。このお尋ねしている理由、それから原因というものはどういふ点にあるのか、そういう点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○榎垣政府委員 このお尋ねしております四県の事情は、それぞれ特殊の事情がございましてお尋ねしております。通観をして申し上げます。すなわち、いずれも市乳の比率のきわめて高い地域でございまして、加工原料乳生産者補給金の交付を受けるという恩恵が非常に少ない地域でございまして、そういうことから、この設立をいたしたためには、生乳の共同販売という本来の団体結成の思想といふことが、考へ方というものが十分に浸透いたしませんと、にわかに団体結合ができませんという事情が共通的なのでございまして、そういう点でお尋ねしております。

○東海林委員 次にお尋ねしたいのは、特にこの市乳地帯における指定団体に対する乳業者の加入の割合ですね。大体どういふことになっておりますか、そこをひとつ。

○榎垣政府委員 多少御質問を取り進めておるかと思ひますが、現在設立をされております指定生

乳生産者団体の当該地域における生乳生産量に対する集乳比率は、全国平均では七五・二％ということに相なっております。集乳の比率が、当然のことでございますが、加工原料乳地帯において非常に高く、場所によりましては約九〇％に近いところもあるわけでございますが、市乳地帯においては総体的に集乳比率が少くない。それで、指定生乳生産者団体としての要件五〇％をすれすれというよ

うな地域まで、それぞれ段階的に相違があるのでございまして。

○東海林委員 そこで、農林省の考へ方をお聞きしたいのですが、そういう市乳地帯においては、大部分の者が加入することがなかなか困難な現状にあるというふうな御回答なんです。一体そういう形が望ましいのかやむを得ないのか、そういう点。原料乳地帯では大部分の方が加入するということ、これは当然考へられるわけですが、市乳地帯においては、指定団体というのは五〇％あればそれで一つ設立要件が満たされたのだから、それでいいというふうに考へておるのか、それでは不十分だ、それならばそれに対してどういふふうな考へ方であるのか、そういう点についての農林省としての方針というものを

お聞きしたいと思ひます。

○榎垣政府委員 指定生乳生産者団体を設立することの意義は、制度との関係におきましては東海林先生も十分御承知のことでございますが、不足払いをいたしますための機構として必須のものである、そういう観点からいへば、法律に基づく集乳比率二分の一以上というところで足りるわけでございまして、同時に、この団体は、当該地域における生乳の共同販売の機構として、従来乳業者と個別の団体において取引の交渉が行なわれておりましたその形、つまり対等の形で取引が行なわれていなかったという問題を組織的に強化をし、対等の位置に立つというところのための組織でもあるわけ

でございますので、その観点から申せば、できる限り指定生乳生産者団体によって集乳販売をすることが当然の方向である

うというふうに考へておるのでございまして。

○東海林委員 私も同様に考へるわけですが、そこでそういうふうな好ましい状態にするため、農林省としては一体どういふ指導なり援助というところをやつておるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○榎垣政府委員 現段階におきましては、指定生乳生産者団体の設置発足早々でございまして、私どもとしては、都道府県等行政機構を通じて団体の組織的強化、したがつて集乳量も確保されていくという方向で行政的指導を進めたいと思つてございまして、今後の問題といたしましては、これは決定的に申し上げるまで検討が詰まつておらないのでございまして、指定生乳生産者団体は、生乳の取引に関する機構であると同時に、酪農家に対する生産その他の面における共同事業の主体として育成をしていくという方向を考へたい。たとへば政府操作にわたります飼料について、これらの団体に乳牛用の飼料の配分等にあたりまして、できるだけ配分の発言をする機会を与えるというふうなことも検討をしております。また、今後市乳地帯においての一つの問題であります粗飼料供給という問題がございまして、それら

の団体になつてもらう、それに対して国としての援助をしていくというふうなことも考へてまいりたいというふうな思つておるのでございまして。

○東海林委員 いまの局長の考へ方は私も賛成ですが、ただ、いかにしてそれをそういうところを持つていくかということが実際上の問題だと思つておる。さしあつた問題として、私どもは、乳価の交渉等については、メーカーとこの指定生乳生産者団体とが一本で話し合つていくことが最も望ましい形じやないかと思つておる。そういう点については局長どうでございましてか。

○榎垣政府委員 乳価問題のことでございまして、率直に申し上げますと、多少言い過ぎがござい

て、乳価交渉等について、まだふなれた点が私ども見受けられるのでございます。それと、一方乳業者の側について申しますと、中小乳業につきましては指定生乳生産者団体とかなり突っ込んだ乳価交渉等が進んでおるのでございますが、それに引きかえ、大手メーカーにつきましても、従来からの取引の關係がなかったという事情もございませうが、もともと大手のメーカーは、不足払い制度の中で最も共鳴しなかつた点は指定生乳生産者団体をつくるという点であつたのでございませう。従来から取引のありました指定生乳生産者団体との交渉はある程度行なわれておる、また、行なわれやすい条件にあるのですが、全く新しく設置された団体については、われわれは、指定生乳生産者団体と乳業者が、誠心誠意乳価問題についてお互いの立場を尊重しつつ、円満に解決をはかるといふ努力をすべきであると考えておるにかかわらず、現段階においては、率直に申しまして、大手乳業者は指定生乳生産者団体を敬遠と申しますか、必ずしも全面的な信頼のもとに交渉に当たるといふ態度を見せていない。非常に遺憾であります、それが実情でございます。

○東海林委員 法律制定前において、大メーカーが指定団体ということについて非常に反動的な考え方を持っておつた。これはいたし方ないといひましたし、しかし、現に法律ができた以上は、やはりこれを尊重し、いま局長が申すような農林省の方針であるとするならば、それをやはり尊重しながらそういう方向にいくのが当然であろうと思つたわけです。しかし、いまでも毛ぎらいしておるといふ率直なお話がありました、現にわれわれもそういう傾向を見受けました、さらに指定団体の力をなるべく弱めよう、場合によっては、市乳地帯によつてこれが設立をむしろじゃましようというような策動すらあるやにわれわれは見受ける、あるいは聞き及ぶのですが、こういうことはまこと遺憾だと思つたのです。したがつて、法律ができ、そういう政府の方針がき

まつた以上は、それに協力させるように、これはメーカーに対して、農林省としてのもつと積極的な説得なり指導をすべきじゃないかと思つたのです。○政務次官、その点はいかがですか。○飯谷政府委員、いままでも努力をいたしてまいつたつもりでありましたが、ただいま局長が申し上げたとおりでありまして、おっしゃるようにならぬと思つた。○東海林委員、いまの問題は、もちろん生産者側における自覚の不十分ということもあると思つた。したがつて、生産者に対する御指導も十分お願いしなければならぬと思つたのですが、特にメーカー側については、やはり強い態度で御指導いただきたいということをお願いしたいと思つた。

次にお尋ねいたしますが、現在の乳製品価格は、不足払いの基礎となる基準価格を告示された当時と比べても、相当強気のように思つたわけでございます。その点は、農林省としてはどういふように把握されておられますか。○榎垣政府委員、政府におきまして、加工原料乳の不足払い制度の仕組みの中で当然きめなければならぬ指定乳製品の安定指標価格を基準に考えますと、現在までの乳製品の価格は確かに高い水準にあつたのでございます。ただ、御参考までに申し上げますと、四月、五月、六月にわたりました、乳製品の高価格はやや異常なものがあつた。○東海林委員、若干商業的投機の傾向を帯びておるのでございませう。最近になりまして、畜産振興事業団の機能も、新制度によつてようやく本格的な操作力を持つに至つてまいりましたので、去る十四日の脱脂粉乳の放出、昨日のバター放出を見てみますと、過去に比べますと安定の傾向がはつきり見えるのでございませう。最低入札価格は、事業団の放出活動限界要件の水準に非常に近づいておるといふ動向でございまして、私は、遠からず、制度がねらつておられます安定帯前後にお

さるものと見ております。○東海林委員、そこでお尋ねしたいのですが、そういうふうな乳製品価格が上がつたというふうな場合に、原料乳のメーカーと生産者との実際の支払い価格、基準価格との関連においてどうあるべきであるとお考えでございませうか。それをお伺いしたいと思います。○榎垣政府委員、御案内のとおり、加工原料乳についての基準価格は、乳製品の価格安定目標の操作の範囲内にあります。政府としては最も妥当な取引基準であるといふふうに考えておるのでございませうから、私も、従来も指導としては、年間を通じる基本的な加工原料乳の取引契約として基準価格を用いることが正しい。ただし、現在の乳製品の価格は強気であるわけでございますから、それによつて得られる乳業者の支払い能力は、これはすべてを農民にというわけにもまいらぬ事情がございませう。低落しました場合に、ある程度、一〇％だけは買ひ出動しないという規定になつておりますから、その点も考慮しまして、できるだけ農民にプラスアルファの形で、生産の刺激になるよう支払いをすべきであるといふ指導をしてまいつておるのでございませう。

○東海林委員、確かに、法律の目的が乳製品の価格の安定をはかり、したがつて、生乳価格の安定をはかるというところでありますから、長期的な観点に立つて、原料乳の実際農民に支払われる価格が、基準価格に近いものであることが望ましいといふことはよくわかるわけですが、しかし、いま御説明のありましたように、一時的に乳製品価格が非常に上がったという場合に、農民に支払われる価格が基準価格のままよいといふことにもならないと思つたのです。したがつて、そういう点についての農林省の指導が、その長期的な考え方と、その変動があつた場合の臨時的な支払い価格といふものも考え方を、よく区別して御指導されたいと思つたのです。これは非常に誤解を生ずるのじゃないかと思つたのです。最近ややそれに近いような農林省の指導があつたために、かえつて混乱を来たしたといふような一長期的な価格の安定といふこと、乳

製品価格が高い現実において、一時的にプラスアルファを払うという意味の局長の言われた考え方を、何かあまり明確にせずして指導をしたために、せっかくメーカーと生産農民間に話がまとまりかかつておつたものが御破算になつたといふようなうわさも聞いておるのですが、そういう事実はなかつたのでございませうか。○榎垣政府委員、ただいま私が申し述べました考え方は、畜産局の当然責任者としての発言でございませうから、統一した見解なのでございませう。ただ、一時的な高騰した条件を長期的な形で契約すれば、これはその契約がまた混乱のもとになるというところから、問題を二つに分けて考えるべきであつて、長期的には基準価格を基本的に考えるべきであるといふ指導が誤り伝えられ、もしくはその誤り伝えられたものが一部報道されたこと、これは、私も認めざるを得ない一面があると思つた。今日ではその趣旨は徹底しておると思つております。

○東海林委員、いま率直に、そういう間違ひを起こしたような事例もなきにしもあらずといふような点の反省があつたから、それ以上追及する必要はないのですが、そういう点は非常に微妙な点です。それから、間違ひなく指導をしてもらわないと、これは非常に迷惑することになると思つたので、その点は今後十分注意してもらいたいと思つたわけです。それから、もう一つお尋ねしますが、昨年の本委員会において、原料乳価格と市乳価格との関連についていろいろ論議があつたわけですが、今度不足払い法を発動すると、従来原料乳価格の不利益分といふものが、それを市乳でカバーしておつた。そういう点が、今度不足払いによつてメーカーに余裕が出てくるから、少なくともその部分は市乳に追加されるんだ、したがつて、市乳はその分だけやはり不足払い法によつて値上げし得る可能性がある、また、そういうふうな指導するといふ趣旨の答弁をいただいておりますが、市乳価

格について、そういう説明どおりに、いまメー  
カーと生産農民の間に話し合われておるかどう  
か、そういう点をお尋ねしたいと思ひます。

○樽垣政府委員 加工原料乳についての価格が、  
安定指標価格を基準にいたしまして算定をされて  
いくという関係になる。これは基準取引価格の場  
合でございます。それと、生産費を中心とする保  
証価格がござりまするというところに相なりませ  
と、用途別の取引をする限り、飲用乳地帯につ  
加工乳地帯の不利を何らかの形で企業プールの中  
から補整をしておるといふ事があるならば、そ  
れは飲用乳地帯での飲用乳価格の公正な決定が  
なされる限り、潜在的な有利な要件を持つてお  
るということとは当委員会でも申し上げた記憶がある  
わけでございますが、現段階におきまして、メー  
カーが提示をいたしております価格水準を見ます  
と、私どもはその価格水準に疑問を持たざるを得  
ないのでございます。現在、私どもが現実の飲用  
乳向けの原料乳の価格の決定をするにあたりまし  
ては、当該地域におけるメーカーの卸売り価格の  
建て値があるわけでございますから、これから所  
要の処理販売経費並びに平均的な利潤を留保した  
残りは、支払い乳価として残つておるはずであ  
るという考え方で指導をしてまいつておるのでござ  
います。そういう観点からは、私は、現在のメー  
カーの提示価格には満足いたしかねておるので  
ございます。

○東海林委員 私どもが考えておるように、局長  
自身が疑問を持ち、満足してない、こういうこと  
でございますが、そういう満足しておらぬ状態に  
対してどのように善処されるお考えでございます  
か。

○樽垣政府委員 先ほどどなたか、この席で  
——といひますか、冒頭の陳情の際にも御説明が  
ありましたが、私どもとしては、ただいま申し上  
げました市価逆算主義ということが妥当であるとい  
う考え方に基きまして、中央酪農会議に、私  
の名前で、その調査事例に基づき試算も提供いた  
しておるのでございますが、なお、いままでも、

第一の問題は、飲用乳の価格のきめ方の基本的な  
考え方というものを、業界と生産者側で理解をし  
合ふ必要がある、これは将来にわたる重大な問題  
でございますが、まずそれを意識統一をする必要  
があるというところで指導してまいりまして、この  
点については、大手メーカーの酪農担当重役を一  
回招致いたしまして、私の見解を示したのでござ  
います。なお、それについて社の責任者からの承  
認が得られないというところでござりましたので、  
大手メーカーの社長を個別に招致いたしまして、  
まずもつてそれについての意識統一に誠心誠意当  
たつてもらいたいという要請をしてきたのでござ  
います。残念ながら、現段階ではまだその原則  
論のところ話がつかないというところでござ  
います。

私は、この問題は、もちろん本質的には自由取  
引における価格の決定でございますから、取引当  
事者の折衝によつて具体的に決まらざるべき問題で  
あると思ひますが、それがきまるように、私ども  
としては、今後問題は大手メーカーに限られてお  
ると思われまふので、その点に集中して指導を  
してまいりたい。また、具体的な価格の決定は、  
地域ごとにとりしても違つざるを得ない事情があ  
るわけでございますので、都道府県を督促いたし  
まして、農林省の方針に従つて当事者のそれぞ  
れ、特に乳業者の良識を喚起するように指導して  
まいりたい、腹をきめてまいりたいと思ひます。

○東海林委員 いまの市価からの逆算方式という  
ようなことを強くメーカーに説得していき、こう  
いうことでござりますが、その点だけでございま  
すか。あるいは、それに関連して、もっとほかの  
ことについても、メーカー側なりあるいは生産者  
のほうを指導しておるような点がありましたら、  
一応ここで明らかにしてもらいたいと思ひます。  
何か、聞きますと、五月ですか、局長通達でもつ  
て、中央酪農会議とかあるいはメーカー側に通達  
を出しておるといふふうにしておるのでござ  
りますが、その内容をひとつ明らかにしていただ  
きたいと思ひます。

○樽垣政府委員 飲用牛乳の価格決定のルールは、  
市価逆算方式を妥当とするという考え方に立ちま  
して、五月の六日に、私の名前で、中央酪農会議  
に飲用牛乳の製造販売費用等についてという資料  
を提供いたしましたのでござります。これは普通牛  
乳、加工牛乳別に、それぞれ二十六工場の調査事例  
の中から、平均的な処理経費を算出するものとし  
ては不適当であるというものをふるい落としまし  
て、残余の、われわれとしてはほぼ妥当である  
と認めるといふものの平均の処理経費を出すと同時  
に、上下に振幅がござりますので、標準偏差を加  
えたもの、もしくは引いたもので一定の幅を出し  
て、折衝の資料にしてもらいたいというところで提  
供したものがござります。

○東海林委員 この指定団体側のお話を承りま  
すと、せつかく、そういう農林省の責任者である  
局長から出た通達をもつてメーカー側と折衝  
を重ねているが、メーカー側としては、そういう  
ものはほとんど問題にならぬというふうな態度  
が、現在の態度であるというふうな聞いておるわ  
けです。まことにわれわれ遺憾でございますが、  
こういうふうな点につきまして、先ほど局長から  
も御意見がありましたように、この不足払い法の  
實際動き出した当初でございますから、農林省の  
指導方針が徹底して、これが円滑に、法の目的ど  
おりに運用ができるか、いかに、ずつと今後に尾  
を引く問題だと思つておられます。これはきわ  
めて重大な問題だと思ひますが、いまの段階で  
は、局長からもお話がありましたように、担当重  
役は納得したけれども、社の最高責任者がまだ了  
承しておらぬ、したがって、そういうふうな関係  
で、指定団体との交渉においても、せつかくの局  
長通達というふうなものも、尊重された形  
になつておらぬというふうな点も、今  
後いかにして処理、解決していくかという点につ  
いて、ひとつ政務次官からはっきりした御答弁を  
いただきたいと思います。

○仮谷政府委員 局長からいろいろ御答弁申し上  
げたとおりでございますが、この法律案施行の、  
しかも最初の段階でありまして、そういう面では  
特に留意をしなければならぬと思ひます  
から、さらに条件を尽くして積極的に説得をして、  
われわれの目的が達成されるように努力をいたし  
てまいりたいと思ひます。

○東海林委員 酪農振興法によつて知事や農林大  
臣の調停の規定もあるわけですが、そういうふう  
な紛争調停というふうな形をまつまでもなく、こ  
の問題については、積極的に農林省の幹部が乗り  
出して早急に解決しないと、せつかくの不足払い  
法がどこへ行つちまうかわからないような事態に  
もなりかねないと思ひます。そういう点  
も、いま次官から相当決意ある表明があつたわけ  
ですが、ぜひそういうふうな決意を持って、この  
問題の正しい解決に、今後とも、大臣をはじめ本  
気になつて当たつてもらいたい。こういうことを  
要望いたしまして、なおおと同僚委員の質問がご  
ざりますので、私の質問を一応終つたと思ひ  
ます。

○中川委員長 倉成正君。  
○倉成委員 東海林委員から、当面の乳価の問題  
についていろいろ御質問がございました。また、  
それについて政府からお答えがございましたが、  
多少重複する点があるかもしれませんが、今日の  
乳価問題というのは、日本の酪農にとつて将来の  
方向を決するほど重要な問題だと考えますので、  
ひとつとくとお伺ひしてみたいと思ひます。  
御承知のように、今度の四月一日からの新乳価  
制度の施行につきましてはいろいろ御意見があ  
りましたけれども、幸いにして、法律が成立いた  
しまして初年度を迎えたわけでありまして、酪農  
民として一番関心を持つのは、ことしの乳価が用  
途別価格によつてつくられると同時に、昨年より  
も安いというところはあり得ない、政府が、少な  
くとも五十億になんたんとする予算を使ひまして、  
加工原料乳であるにせよ、これに金を出すわけ  
ですから、乳業メーカーの出す分とこれを合せて

いくならば、単純に考えて酪農民はよけいな受け取りをするであろう、こういう期待を持つのはこれは当然のことと思うわけでありませう。ところが、残念ながら、今日の段階においては必ずしもそういう状況に地域によってはなっていないというところの問題があると思ひます。そこで、乳価交渉がされておきます段階において、中小メーカーにおいては比較的酪農民の要求を聞き入れ、また、指定生産者団体の交渉に際してかなり高い乳価を受け入れておられることを伺つておられるわけですが、これもある面においては酪農民にとってはけっこうなことであるけれども、中小メーカーの経営能力ということから考えますと、場合によっては支払い能力を越えた乳価をきめておられるということにもなりかねないと思ひます。大メーカーの乳価交渉の経緯をあわせてひとつお伺いしたいと思ひます。

○**楡垣政府委員** 生産者団体といたしましては、中小メーカー、大手メーカーを通じて五月の中ごろから乳価の交渉が始まりましたのでございますが、中小メーカーにつきましては、今回の制度によつて用途別取引をする、また、用途別取引をするにあたりましては、飲用乳価格の決定方式というものについてほぼ私どもの指導しております方向というものが沿つた交渉に際してまいりましたようにございます。その結果、中小メーカーについては、かなり乳価問題は煮詰まつておる段階でございます。中には多少、倉成先生のお話に出ましたように、やや異常な乳価ではなからうかと思ひます。その点については、中小メーカーの現段階における存在は生産者団体側にとつても重要な意味を持つものであるから、中小メーカーの立場も十分考えた交渉が行なわれることが望ましいというふうな指導してまいつておられるわけでございます。

○**倉成委員** そこで、東海林委員とも質疑の中にございましたけれども、政府が中央酪農会議に示した市乳の処理加工費について、これは一つの乳価交渉についての目安になると思ひますが、これについて四大メーカーとの話し合いというか、四大メーカーがこの加工費を認めるという点については、政府はどういう努力をしておられるのですか、お伺いしたい。

○**楡垣政府委員** 先ほど御説明いたしましたように、五月の初めに、私の名前で、飲用原料乳の形成の参考資料として、調査事例をもとにいたしまして標準的な処理加工費というものを提示いたしましたのでありますが、同時に、この試算は全国各都道府県の指導指針にも利用できるように、また、団体の間でもこれが一つの足がかりになるようにということ、参考送付をいたしましたのであります。その際、メーカー団体にもそのような通達をしたということは知らせたのでございますが、それに対して第一の反響は、メーカー側は、このような自由価格のものに関する製造販売費用等については、われわれにあいさつもなく通達をしたということに遺憾であるという反響があったのでございます。この点は、私どもは純然たる第三者といひますか、指導行政の立場からの決定でございます。必ずしもメーカーに協議をする、あるいは意見を聞くというような必要はないといまでも思つておるのでございますが、そういう反響があったわけでございます。続きまして、この試算の数字は了承できないという抗議文が私の手元に出ております。抗議の理由は、中小メーカーの場合はいざ知らず、われわれ大メーカーは、このような処理経費ではとうてい収支が償わ

ないという言い方でございます。先ほど御説明を申し上げましたとおり、私どもは決して無根拠にこの数字をはじいたのではないのでございまして、二十六工場の調査のうち、一日の処理量五千本以下というごく零細なものは、当然標準的な処理経費の対象になり得ないという意味で除外をいたしました。また、当該調査に基づいて、もしもそれがその経費を支出しておるとするならば、常時赤字を出しておる工場になるはずであるというふうな調査結果は、これは信憑性がないというところで除外をいたしました。以上のものを平均をいまして、変動幅に標準偏差を加えたというところでございまして、現段階におきまして、われわれとしては、妥当な水準の処理加工費であると思ひます。おるのでございます。その点については、先ほど申し上げました四大メーカーの酪農担当重役が参りました際にも、私どもとしては、これが非常識だということを強調しておる次第でございます。

○**倉成委員** 問題は、結局、農林省がこれを妥当だと考えましても、四大メーカーがこれを全然問題にしないということになれば、なかなか論争の目安というものが出来なかつたと思ひます。ですから、やはりこの点について、もっと積極的にひとつ加工乳についての詰めを農林省としてやっていたらどうかということ、それから、それから一つは、生産者の論争の中心というものは、合理的な市乳価格というのはいかゞか、また、地域的に具体的に幾らであるかということではないかと思ひます。合理的な市乳価格といふのはどういふ価格で算出されるかということも畜産局長にお尋ねしたい。

○**楡垣政府委員** 御質問とずれておるかも知れませんが、私の理解しております範囲でお答えいたしますが、市乳価格というの意味で市乳の末端価格というものを、また、その末端価格と原料乳価格との関係ということで申し上げますと、市乳末端価格の合理的な水準といふものは、単なる算定では私には出てこないと思ひます。自由流通商品でございまして、その価格の動向はすべて需給の関係によつてきまつてくる。現在の価格水準は、歴史的に需給関係で今日形成されてきておるといふふうな理解すべきものと思ひます。市乳の末端価格と原料乳の間には、メーカーの卸価格というものがあつておられます。卸売価格の水準は、これは一面においては、小売り段階における諸経費を償い得る範囲の卸売価格がめどになり、また、乳業者の卸売段階での一種の競争価格として成立するものと思ひます。これは、大体において同一地域、同一水準の建値がほゞきまつておられるわけでございます。したがつて、同一地域においては、飲用乳価格の工場価格水準というものは、必要処理経費、平均的な利潤といふものを留保した残りのものが乳価としてあらわれてくるということが、私は最も合理的でないかというふうな考へておるのでございませう。

○**倉成委員** そこで、私お伺いしたいのは、先ほど中小メーカーの話に触れましたけれども、端的に言つて大手メーカーの支払い能力、たとえばいま提示している価格以上の支払い能力があるとお考へになるか、あるいはもうないとお考へになるか、この点は非常にデリケートな問題でありますけれども、端的にひとつお答えいただきたいと思ひます。

質問の要旨は、こういうことです。とにかく、ないそでは振れないということがあるけれども、いろいろ処理加工経費その他、農林省と見解を異にしておるといふ説明をそのまま受け取るといたしますと、どうもそういう乳価を払つたならば乳業会社がつぶれてしまう。だから払えないのだということであるならば、一応そのまま、額面どおりいただける説明を承りますと、大手メーカーには支払える能力なしという言明しておることになるのです。そうじゃないというこゝろになってまいりますと、大手メーカーは、まだやりようによつては十分支払い能力があるということになるか。そこがやはり非常に問題ではな

いかと思うのですが、これは何門が妥当であるとか、あと幾らあると言うことはなかなかおぼつかしい問題だと思いますが、端的に、大手メーカーにおいて現在以上の乳価を支払う能力ありや、これは実感としてどう受け取ったらいいのか、責任担当局長としての見解をお伺いいたします。

○**榎垣政府委員** 現在大手メーカーが指定生乳生産者団体に提示をいたしております飲用乳の価格水準というものは、昨年度の市乳地域における混合乳価の水準とほとんど同じ程度のものでございます。この中には、やや下がっておりますのではないかとと思われるものもございしますが、全般を通じて見れば、前年度とほぼ同様と見られるのでございしますが、先ほどから申し上げておりますとおり、私どもは、事例調査に基づく処理経費、それから現在まで推移いたしておりますメーカーの収益の事情等も考慮いたしますと、現在指定団体に提示されております乳価水準以上には出せないと、言うメーカーの主張には賛同いたしかねる。むしろ、まだ交渉の余地があるというふうには私は実感として受け取っております。

○**倉成委員** 私も全くそういうふうには考えます。現在大手メーカーの提示している価格、この水準以上はまだ大手メーカーとしては支払い能力ありというふうには考えるわけですが、にもかかわらず、四大メーカーが歩調をそろえて今日の乳価について固執していることは、私はこの法律を推進し執した一人として、まことに遺憾に思っております。昨日、東京市乳園指定生産者団体の会長と四大メーカーの乳価交渉が行なわれたことは御承知のとおりでありまして、これが決裂したというのを聞いています。今後この交渉についてあつせん調停をどうされる御予定であるか、お伺いしておきます。

○**榎垣政府委員** 私が四大メーカーの酪農担当重役なり社長との面接を通じて受けました印象は、メーカーとしては、この際市乳末端価格の引き上げをやつて卸売り価格を引き上げ、そうして支払い能力

力を持った上で、生産者団体との乳価交渉を取りきめたいという考え方を共通的に持つておるようでありまして、私は、市乳の末端価格の引き上げの問題は別の観点から検討すべきであつて、用途別取引というものが発足する際における飲用乳の価格形成の原理の意識統一というものと全く別のものであるということをご指摘しておいたのでありますが、なおそういう考え方が残つており、そのことが、ものごとの進捗の一つの支障になつておるのではないかと申すのであります。関東地域における合同乳価交渉と申しますか、メーカー側は懇談会であると言つておるようですが、それが決裂をしたと言つておるようですが、結核に至らないでも別になつたということについては、いまの基本的な問題をわれわれとしては若干は必ず必要があるだろう、少なくとも関東地域について進められてまいりました中略の飲用乳価格形成の原理についての意識統一ということだけは、私も大手メーカーの責任者に直接会ひまして、この問題の解決をまづやりたい。若干業者の問題意識の違いがござりまする、東京工場着価格の水準の問題と原則の問題とをチャンポンに受け取つておるのでないか、したがつて問題を二つに分けて、この問題の解決にひとつ全力を尽くしてみたいというふう

に思つておるのであります。

○**倉成委員** 局長から非常に意欲的な御答弁がございしましたが、やはり同じ土俵の上でこの問題を解決していかなければいけないと思つておるので、そういう点についていろいろ相互の誤解のある点もあるかもしれないから、それらの点は、ひとつ畜産局において十分指導に万全を期していただきたいと思つておる。問題は、適正な乳価ということ、むやみに乳価が高いのがよいとは考えませぬ。やはり適正な乳価でなければ長続きしないでしょう。ですから、適正な乳価をどうやつてきめるかということが第一点、それから、やはりこの法律の趣旨にありますように、指定生産者団体というものを中心に考へていく、この二点をひとつづつひとも聞いてもらわなければならぬ。もしこ

れが開けないということなら、何らかの抜本的な対策をもつて聞かせることが必要だ、馬占山の太砲のように全然きかないものを幾ら農林省が力んでみても、またわれわれがこの委員会でもやつてみても意味がありません。したがつて、誠意を持って適正な乳価について、また、法律の示す指定生産者団体について十分な機能が發揮できるように、どうしてできるだけの努力をしいく。しかし、どうしても聞かないという場合もあり得ると思つておる。そういう場合に一体どういうきめ手があるか、また、もし現在ないとしたら、われわれも、ひとつづつ微力ではありますが、先頭に立つてこのきめ手をつくつていきたい、そういうことを考へておる。これらについて、ざつとばらんにひとつお答え

えただきたいと思つておる。

○**榎垣政府委員** 現在までに指定生乳生産者団体からいろいろな要求を持ち出してありますけれども、私どもにも理解できません良識のある要求は、おのずから通るものと思つておるのであります。通らないとは思つておるので、そういう場合は、これはなかなか考えにくいこととございしますが、ただ、目には目を、歯には歯をとかいう意味ではなくて、日本の市乳業界というものが将来健全な構造になる必要があるということ、今回の交渉を通じて切実に感じておるのでございします。

したがつて、四大メーカーがどうしても支払い能力が中小メーカーほどないということになれば、日本の市乳生産、供給の構造について考へ直す必要があるのじゃないだろうかというふうなことを考へるのでございします。またいかなる製造形式というものがあるいは政府が最も把握しやすいような業態を持つということも考へられるのじゃないだろうか。それらの問題を性急な形でなく、むしろ長期的な政策の方向として検討してみたいというふう

に思つておる。

○**倉成委員** 私もただいまの局長のお考えと大体一緒ですが、二つ問題がある。一つは、やはり今日の乳価交渉が、夏場を控へまして、もう六月の下

旬になつてきておる、なるべく早くこれをきめなければいけないという点が一点、それからもう一つは、中小メーカーの支払い能力あるいは乳価交渉の現況の問題を別にいたしまして、少なくとも大手のメーカーがこれだけの乳価しか払えないというふうな状態であるならば、その運営のやり方についていろいろ問題があるのじゃないだろうか。もっと能率のいい会社をつくつて、そしてもっと能率のいいところにやらしたほうが日本の酪農の発展のためにいいのじゃないだろうかという基本的な問題に触れてくると思つておる。したがつて、やはりただいまのお話のように、長期的な観点に立つて、日本の乳業メーカーの現在の経営のあり方、そういう問題についてもやはり、考へていかなければならぬと思つておる。

そこで、私は九州乳業の例については、局長もよく御承知のとおりと思つておるが、やはり東京のような乳価をきめる場合の一つの中心の役割をしておりまして、政府が何らかの形でもっと積極的にそういう乳価についても、あるいはその他のいろいろな面についても指導的な役割を果たすような機関の設立ということも将来は一案として考へられてくるのじゃないかと思つておるわけですが、それらの点について何かお考へがあればお伺いいたします。

○**榎垣政府委員** ただいま御示唆のありました点については、私どもさらに検討を深めるべき問題であると思つておるが、行政事務の責任者といつたしましては、それ以上のことを申し上げることは問題もあらうかと思つておる。私どもとしてもたいへん傾聴に値する御意見であるというふう

に受け取らしていただきたいと思います。

○**倉成委員** 私はやはり現在四大メーカーの谷間にはさまれて非常に苦勞しておる中小メーカー、これについてはひとつもう少し切つて助成をしてやつて、そしてこつともう少し力分を持つて、そしてある程度の勢力分野を持つて、そういうことになつてくると、そういう面からも考へましてこの制度の合理的な運営ができて

くるのじゃないかと考えておりますが、中小メーカーについて中途はんばのことじだめだと思えます。やはり思い切った助成策を講じて、伸ばすべきものは伸ばすということがこの際必要でないかという点を痛感しておるわけであります。この点についての政府としての御見解をお伺いしたいと思います。

○樽垣政府委員 市乳業者につきましては、一般的な意味での中小企業対策ということはもちろんのこと、先ほどもや触れたのでございますけれども、市乳の製造、供給の業界の中で、中小企業の占める位置を今日の段階ほど切実に重要性を感じさせられたときはないのでございます。そういう意味から私どもは酪農政策、乳業政策の立場から、中小乳業の育成、助長という点について、制度金融の運営その他の面におきまして、指定生乳生産者団体とも意識を統一、調整をはかりました上で、この経営の安定ということをはかつていくべきであるというふうに考えておるのでございます。

○倉成委員 それから酪農者の側においても若干問題があるのじゃないかと思っておりますので、ざくばらんにお尋ねしたいと思っておりますが、指定団体を經由しない乳価、いわゆる裏乳に対する指導方針はどういうふうなふうに考えておられますか、お伺いしたい。

○樽垣政府委員 指定生乳生産者団体を通じない乳価というのは二種類あるかと思っておりますが、一つは員外者の乳価の問題でございます。員外者の乳価の問題は、実は倉成先生も専門家として十分御承知と思っておりますが、なかなか行政庁で把握ができませんのでございます。ただできる限りそういう員外者の取引乳価というふうなものについても調査、把握につとめたいというところは、指定生乳生産者団体の乳価水準との間に不合理な懸隔があることを防ぐように指導する必要があると思っております。指定生乳生産者団体に属してあります生産者ないし生産者団体というものに、正規に指定生乳生産者団体を通ずる乳価と別の乳価、類似の

乳価の性格を持つ金銭給付というものがありますことは、きわめて適當を欠くと思っておりますので、そのような形は絶滅するように指導をいたしたい。指定生乳生産者団体傘下の生産者ないし生産者団体には、すべて指定生乳生産者団体を通じて支払うということを私どもの基本的な考え方として貫きたいというふうに思っております。

○倉成委員 ただいまの基本的な方針はよくわかりますけれども、現実の問題としてはこれまでのいろいろ困難いささかありますし、また乳業メーカーの営業方針、また酪農者の意識というふうなことからいろいろ問題があることも御承知のとおりです。ですからひとつこれらの点については十分配慮をされまして、ただいまの方針でいつていただきたいと思います。

そこで、私はこの際特に政府に御要望申し上げ、また御見解を伺いたいと思っておりますのは、せっかくつくったこの法律が、指定生乳生産者団体がうっかりすると崩壊するというふうな危機に瀕しておる。原料乳の地帯はそういうことではないと思っておりますけれども、そうでないところは、もうこういう団体はあつてもたいたしたことないか、ないかというふうな感じを持ちつつあるというところは、疑うことのできない事実です。そうなりますと、これはこの加工乳の不足払い制度というものが、根本的に根柢をゆるがされたいことになるわけでありまして、ある意味において私は米価以上にこの酪農の問題は非常に重要な問題だと思っております。そこで、私はこれらの問題について私と畜産局長との間で、私にこれら問題について私と畜産局長との間で、局長との間に質疑応答がございましたが、農林大臣、また政務次官は先頭に立ってこれらの問題で真剣に取り組みが必要があると思っておりますから、これらの問題について、ひとつ仮谷政務次官、今後どういうふうな処置していきたいかという決意のほどを、大臣にかわつてお答え願いたいと思っております。

○仮谷政府委員 先ほどからいろいろ貴重な御意見を拝聴いたしましたわけでありまして、制度が出發した初年度でありますから、この初年度こそわれわれ

れが最大の努力をせなければならぬ時期でもあると思っております。それだけにまたいろいろと軌道に乗せるまでにはトラブルもありませんし、いろいろな問題が出てくると思えます。先ほどの指定生産者団体の問題にいたしましても、加工乳以外の団体には確かにそういう切りくずし等もあるというところは承知いたしておりますが、これはひとつ強力に指導いたしました上で、あくまでもこの組織を充実して所期の目的を達成するように努力をいたしてまいりたいということを申し上げるわけでございます。

○倉成委員 ただいまの政務次官の御発言、そのままひとつ強力にやっていたらいいと思っております。また、私はこの際、乳業メーカーの中にも、四大メーカーといいますが、それぞれニュアンスがあるのじゃないか、同一歩調をとっておりませんが、なかろうかと思っております。いずれにいたしましても、日本の酪農を進展していく過程において、加工乳の不足払いの法律をつくるにこそ、私どもいろいろ議論をいたしまして、あるいはこういうことが起こりほしくないかという危惧を抱きました。しかし、そういう危惧を抱いたけれどもやらなければならぬということ、あの不足払い制度の法律を推進したわけでありまして、酪農発展のためにたどらなければならぬ陣痛の一つであると考えておりますけれども、たいへん困難な事態の中で、大臣、政務次官、あるいは担当局長、あるいは担当の課長、係官、全部一体となつてひとつ勇気を持ってこの問題に当たられんことを要望いたします。私どもも微力ではありますが、全力をあげてこの問題が適正な形において解決されるように努力をいたしたいと思っております。

○中川委員長 芳賀委員、これで質問を終わります。

○芳賀委員 先ほど同僚の東海林委員から概要の質問がありました。ここで、お尋ねしたい点は、いわゆる不足払い法に基づく指定生産者団体の団体交渉権の問題について、農林省としてはどうい

う理解の上に立つておられるか明らかにしていただきたいと思ひます。  
〔委員長退席、倉成委員長代理者席〕  
○樽垣政府委員 指定生乳生産者団体は、その傘下の生乳生産者または生乳生産者の単位団体等から生乳の販売の委託を受けておる機関でございますから、この販売委託を受けて生乳についての価格、条件等、取引条件の決定は、買手であります乳業者との間において売買当事者として取りきめるわけでございます。団体交渉権という問題以前に当然売り手としての交渉権といいますが、交渉の位置があるわけでございます。

○芳賀委員 その点は畜産局としてはわかつておるのですか。  
○樽垣政府委員 ただいま申し上げたとおりでございます。ですから、わかつておるつもりでございます。

○芳賀委員 生産者団体はもろろんわかつておるが、ではその交渉の相手側となるべき乳業者はこの点を十分に理解しておるわけですか。法律の趣旨とか農林省の行政指導の徹底についてどういふことになっておるか。  
○樽垣政府委員 乳業者すべてがどうも無理解であるというふうなきめつけられるわけにはまいらないのでございますが、一部のメーカーの中には指定生乳生産者団体を相手とする取引条件の決定について、やや誠意が欠けるのではなからうかというふうな受け取られる向きがあるのでございます。私は制度の趣旨を理解できないとは思えないのでございます。乳業者も相当の学問もいたしておるはずでございますので、この程度の政治的理

解がないと思えないのでございまして、むしろメーカー独自の立場から、さような態度をとっておるのじゃないかと思ひます。  
○芳賀委員 代表的なメーカーと称せられる森永あるいは明治、雪印、協同乳業、これらは十分法律の趣旨を尊重して代表的な取引行為をやっておるかどうか、これが一番問題だと思ひます。



○榎垣政府委員 新法が施行されまして、およそ大部分の乳というものは指定生乳生産者団体を通じて流通することに相なったのでございますから、メーカーは、指定生乳生産者団体の売った乳については、指定団体を相手方として取引条件を取りきめるべきであるというところは御指摘のとおりでございます。私どももその点は何も言う余地はないと思っております。そういうことにつきましては私どもも先ほど来御説明してまいりましたのでございますが、四大メーカーの酪農担当重役、当該各社の社長といったような人たちに私みずから面接して、指定団体との交渉による各地域の乳価の決定を急いでもらいたいということを要請してまいりましたのでございます。ところが、現段階では、私どもの要請にかかわらず、事態は進捗してない地域がかなりあるわけでございまして、ただいま芳賀先生からお話ございましたように、私どもとしても、まず指定生乳生産者団体が一步一歩その体制を固め、力を得ていくという方向で統一的な交渉というものを進めるようにしむけていくというにとつとめたいと思っております。

なお、今後の方針といたしましては、地域によりましては双方のある意味で腹の中の交渉条件というものが近づいておるのでなからるかと思われれる地域もあるわけでございまして、そういう地域につきまして、府県を通じて今回の乳価交渉の適切な解決というものはかかっていきますと同時に、どうしても本来の姿での乳価交渉の進みが悪いというところにつきましては、重点的にお話をするような本来の姿の解決方法というものをたどりさせるように努力をいたしたい、指導を集中したいというふうな考えをしております。

○芳賀委員 そこで、この指定生乳生産者団体の乳業者に対する交渉の態様はいろいろあると思うのです。たとえば都道府県別に指定された生産者団体が個別にメーカー側と折衝をするという形は、これは当然あるわけですが、それからもう一つは、法律的にも明らかになっておるわけでありまして、全国段階における指定生産者団体の意思を統一し

た相手方に対する交渉、こういう形も当然あるわけですが、それからもう一つは、特に飲用牛乳の場合には、消費地を中心にした、それに対する同一の条件を具備しておるブロックといえますか、たとえば東京市乳園とか大阪市乳園とかですね。これが二大市乳園ということになっておるが、この同一の条件のもとにおかれておる数個の指定生産者団体が共同して相手方の乳業者と交渉を行なう。これは非常に望ましい形ではありますが、これを現在の段階ではメーカー側は拒否するような態度に出ていることは局長も御承知のとおりであります。これは畜産局長としてどう考えて対処しておられますか。

○榎垣政府委員 全国の指定生乳生産者団体の加入によりまして成立いたしました中央酪農会議が飲用乳の価格形成についての基本的な考え方について乳業者との間で相互に意思統一をするための努力を今日まで続けてきたのでございます。それについては途上の段階でメーカー側はそういう話し合いには応じたくないという意見が出ましたので、実は私は各社の社長に会ってその折衝を続けるように要請をいたしました。昨日までそれが続いております。昨日の段階で、もう折衝に応じないと言ったのか、あるいは生産者側が提示いたしました考え方についてのめいめいと言ったのか、その辺が明らかではありませんが、別の別になつておるといふ状態でございます。その際、関東市乳園の工場建て値が触れられたようございまして、その点につきましては、こういう基本的な考え方の詰めについて市乳園あるいはブロックごとに意識統一をするというところは、私は非常に意味のあることと思っておりますが、具体的な契約は取引当事者間で行なわれるのでござい

ますから、まず第一に市乳園格形成についてのルールについての意識統一の折衝の場としては、ブロックなり、あるいは市乳園なりにおいて行なわれることを、今後も私どもとしては、メーカーにこれに応じさせ、成立させるように努力をいたしたい。具体的な契約の問題につきましては、要す

るに生乳生産者団体もメーカー側も納得する条件が成立すればよいことであり、またそれを成立させる方法としては、これは個別にやる場合もありましようし、集団的にやる場合もありましようけれども、より効率的に話が進む方法を具体的にその地区ごとに考えたいのではないかとこのふうに私は思っております。

○芳賀委員 ですから、いま言ったとおり、東京を中心とした市乳園あるいは大阪市乳園の関係指定生産者団体がほとんど条件が共通なわけですから、いずれも市乳分量が多いというふうな場合には、そういう体制でメーカー側と交渉するということは、これは生産者団体の立場から見ても、あるいは不足払い法の運用から見ても、当然あるべき姿ですから、これを特に四大メーカーが中心になってこれを受け入れない、あるいは拒否するような態度をかりにも示した場合には、農林省としてき然とした態度で、正常に交渉が進み、そして生産者側も科学的な正当な意思というものが反映できるように努力していかなければいかぬと思っております。その点が、私たちが見ていると、どうも欠けているように思われるわけですが、去年不足払い法が成立するまでは、時の赤城農林大臣も榎垣畜産局長も相当熱意を持って取り組んだことはわれわれ認めたのです。その熱意を認めたから、この困難な事情の中でこれを成立させたわけですから、その期待というものは、法律が実現してから後の効果的な運用というものにむしるかかっておるわけですが、それが全然熱意のある態度ではなくなつたんです。むしろ、むしろ向きになつたやうな行政的な行動をやつておる。この営に立つたやうな行政的な行動をやつておる。これは国会を全くベテランにかけたやうな態度とも言えるし、全国の生産者を裏切った態度であるというところも、これは一致した批判というか、そういう判断がいま行なわれておるわけですが、これは農林省としても畜産局長としても、そういう非難を受けるというよりは好ましくないと思っております。遺憾に考えておるかもしれぬが、これは今後の行

動とか実践を通じて説明をしていかなければいかぬと思っております。ですから、今回の飲用乳の統一的な交渉については事態が全然進展していないわけですから、これを打開するために局長が先頭に立つて、限界はありますけれども、行政的な積極的な指導を行なう。それは簡単に言えば、行政介入という形以外に進展の方法はないと思っております。その点は、相当決意を持って今後当たってもらいたいと思っておりますが、局長並びにこれは農林省としてもやはり方針があるでしようから、大臣にかわつて仮谷次官からも明らかにしてもらいたいのです。

〔倉成委員長代理退席、委員長着席〕  
○仮谷政府委員 法律案そのものは野党側にはいろいろ御意見があつたのですけれども、私どもは画期的な法律案として実は提出し、御賛同を得たわけでありまして。しかも、その制度出発の初年度でもありますものから、先ほどの答弁でも申し上げましたように、いろいろ出発にあたってはトラブルもありましようし、まだ不十分な点も確かにあると思つておりますが、しかし、本年き然とした態度でいわゆる行政の筋を通さないと、今後この制度を遂行していくためにもいろいろ問題が生ずると思つておるわけで、そういう意味において全力をあげて努力しなければならぬと思つておるわけでありまして。

先ほど来、局長からいろいろ御答弁を申し上げましたが、決して私どもはメーカー側の側に立っていないかげんなお答えをするというやうなことは考えていないのでありまして、相当積極的な努力をいたしておるわけでありまして、事態がもろもろ十分に御納得のいくところまでいっていない点は、まことに残念でありますけれども、御趣旨に沿つて今後は強力に推進をいたしてまいりたいという決意を持っておりまして、これを申し上げておきたいと思つております。

○榎垣政府委員 かねてから御説明申し上げておつたのでございますが、飲用牛乳の適正な価格の形成が行なわれるというところは、今回の不足払

い制度の実質的な効果を確保するためきわめて重要な問題でございます。でございますので、私も飲用牛乳の価格の形成が合理的かつ適正に行なわれるという方向で指導をしてみたいつもりでございますが、御指摘のように現段階においては、はかばかしく進捗をしておられないということをお認めざるを得ないのでございます。今後、お話しに出ましたような地域別あるいは市乳園における原則的な問題について、集団的な話し合いが進められるというようなこと、また各個の段階においては、指定生乳生産者団体の体質の強化をはかっていくという方向に即しつつ、私どもとしてもこの制度の実効を期しますために、全力をあげて誠心誠意努力をいたしたいというふうに思っております。

#### ○芳賀委員 その点は了解しました。

そこで、今年度の飲用乳の価格交渉上、われわれとしてもそう思っておりますし、特に生産者団体におきましても納得できない点は、まず第一に、御承知のとおり一昨午市乳の消費未端価格が一合につき二円引き上げになった。これは一升にすれば二十円ですから、この配分問題については当委員会なども相当長期論争して、この値上げ分の配分については、少なくとも値上げ分の二分の一以上は生産者の手取り乳価として配分されるようにすべきであるということ論議し、特に委員会決議等も付してあるわけでして、局長としても、当時値上げ分の半額分はあくまでも生産者の手取りに回るように努力するというところで行なわれたわけですが、その当時は混合乳制度ですから北海道のように市乳分量の少ない地域についても、金額には差がありました。若干の加工乳地域に對する市乳値上げ分の配分が行なわれたこととは言いまでもない点です。今度は用途別に変わったわけですから、生産者の素朴な判断から見て、加工乳と飲用乳を用途別に完全に区分されて価格形成も行なわれるということになれば、たとえば一昨午の市乳の末端価格値上げの場合の配分についても、これは当然加工乳地帯ある

いはその数量分については、市乳からの配分というものは全然要らぬわけですね。保証乳価あるいは基準取引価格を基礎にした取引価格というものは別途にきまるわけですから、これは直接の価格上の関係は市乳、加工乳の間にはないわけですね。ただブル計算を行なうということになっておるので、生産者が委託した受託生乳については用途別に取引価格をきめて取引を行なっている。あるいはまた政府からの交付金というものを加算してブル計算を行なうということになるのであるが、最終的な乳代の支払いについてはブル計算になるが、価格上の問題としては、今度は加工乳と飲用乳の価格というものは画然と別建てということになるわけです。ですから、当時の加工乳の部面に配分された市乳の値上がり分というのは、今度は当然黙っておいても第一段階として市乳価格の上にも積みさるべきである。その後においては、現在の経済事情から制度下における適正な乳価の交渉とか決定が行なわれるべきである。こういう理解の上で立っておられるわけですが、これが全然解決されていないわけですね。メーカー側の主張からいくと、当時と比較した場合、これを区分した場合においては、むしろ値下がりをするというような地域とか、そういうものが生じておられるわけですから、これを専門的に畜産局長が見た場合においても、この矛盾は早急に取り除く必要があると思われたい。この点お尋ねをいたします。

#### ○権垣政府委員 従来の混合乳価取引のためま

でありました場合には、市乳の価格改正の際の支払い能力というものが必ずしも飲用乳だけに帰せられるものではないという慣行がありまして、したがって、その間の配分が非常に不明確であったことは御指摘のとおりであります。用途別の取引ということに相なりますれば、加工乳については、政府が有権的に資料に基づいて算定した基準取引価格というものが出来るわけでありまして、明確になるわけでありまして、飲用乳につきましても、その点について一定の方式で画一的にきめるとい

それぞれ地域に市乳の卸売り建て値というものがあられるわけでありまして、したがって卸売り建て値から処理販売経費並びに平均的な利潤を留保するというやり方によって、その間の費用を控除いたしますれば、おのずから飲用牛乳に対する乳価の支払い能力というものが出てくるわけでありまして、そういう形によって私どもは基本的な考え方を統一する必要があるということ指導してまいり、また中央酪農会議にも、その考え方に立つて関係指定生乳生産者団体並びに乳業者にその方向について意識統一するように要請をいたしてまいっておるのであります。メーカー側は、この方式については、いわばこの方式の不合理性を指摘しておられるのでありますが、彼らのために都合が悪いということではございませんが、私どもはこの方針はあくまでも貫いていきたいと考えておるのであります。

#### ○芳賀委員 従来は、メーカー側の主張の中で、

たとえば加工乳、乳製品事業というものは利益をあげる事業ではない、したがって原料乳地帯の乳価は多分に市乳の販売事業あるいはアイスクリーム等の販売事業の利益の中からある程度配分して、それで加工乳地帯の乳価というものを会社で負担しておる、こういうことを終始主張して、そうして加工乳地帯の低乳価というものをずっとつけてきたことは御承知のとおりであります。今回は法律に基づいて、この加工原料乳は乳製品からは法律方式で基準取引価格というものが決定されて、それに国からの交付金というものが加算されるわけですから、メーカー側から見れば、加工原料乳については全然飲用乳部面からの利益を加工乳代に持つてくる必要がないのです。むしろ政府のきめた基準取引価格が非常に安いために、今度は指定乳製品の事業の中でメーカー側も予期しない利益というものが相当期待できるわけですね。うなると、今度は飲用乳事業あるいはそれに関連のあるアイスクリームの製造販売事業等の利益というものは、現在の飲用乳の末端価格から逆算し

た場合においても、相当飲用乳の生乳価格というものは値上げしなければならぬということになると思われたい。これをメーカー側は交渉にも応じない、積極的な値上げもしないというのが、いまの統一乳価交渉における停止した状態であるわけですね。この経過というものを畜産局長は十分知っておられるわけでありまして、これはやはり行政的に指導して、まずメーカー側に十分理解をさせて、そうしてこれからの乳価交渉というのが順調に進むようにぜひしてもらわなければいかぬと思われたい。そうじゃないですか。

#### ○権垣政府委員 結論から申し上げますと、芳賀

先生の御指摘、私もそのとおりだと思っております。飲用乳の乳価水準を合理的にきめるといふことは、先ほど申し上げましたように、私どもとして新しい不払制度というものの実効をあげるためどうしても必要な条件でございますので、私どもメーカーに対してその点を強く説得をしたいと思いますというふうに思っております。ただ、先ほどちょっと御説明をいたしましたのでございますが、何しろ大メーカーは、法律案の公表以来終始一貫して一県一集荷機構というものに反対であるということを言っております。先日大メーカーの社長と会いましたときに、露骨に、いまでも反対であるということを言う頑迷なおられるわけでございます。でございますので、相当時間と努力をかけてこれは説得をせざるを得ないというふうに私どもも覚悟をいたしておるのでございまして、問題はそこ一つある。いま一つは、市乳価格の引き上げをはかって支払い余力を持って、そうして支払い余力十分のもとで乳価問題を片づけたらという、問題をすりかえようという気がまがえがある。その点を分けて、私は今後指導を進めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○芳賀委員 いま局長が言われた、頑迷な大メーカーがあるということでございますが、これはできれば明らかにしてもらいたい。こういう乳業者が頑迷なために一切を阻害しているというふうなことになるれば問題の解決が早いと思われたい。こ

これは委員会だからいいじゃないですか。

○**楢垣政府委員** 私の表現も不適切とは思いますが、やや過度な表現を使いました関係もございまして、具体的な人名を申し上げることは、私は公開の席上では適切ではないと思っておりますが、大メーカ、つまり四大メーカの中におることは間違いがないのでございます。

○**芳賀委員** そう言えば大体わかるので、この程度でいいとして、委員長からの指示がありまして、たの午前中はこの程度にしておきますが、特にあらかじめ申しておきたいことは、四月二十三日に畜産局が不足払い法の運営に基づく数量認定関係担当者会議というものを開いておるわけですが、そのとき松本発言というが、これは乳製品課長の松本君のことをいうと思いますが、この際におけるいわゆる松本発言の内容、あるいはこれに関連する白井発言とかいろいろありますが、この関係の資料を午後冒頭に出してもいいと思います。何か発言しておるでしょう。口頭でもいいですよ。どういふことを担当者会議で農林省の指示として指導したか、質疑の進行上、午後突然私から言い出しても困ると思うから、これは午後冒頭にいわゆる松本発言なるものの中身というものを、口頭でも何でもいいですからそれを文書で、資料としてこちらによこしてもらいたい。これに基づいて質疑を継続することにいたします。

○**楢垣政府委員** 四月二十三日の各県の担当者会議におきます担当者発言は、すべて口頭で発言をされておりますので、文書で提出することは不可能でございますが、その事情については後刻御説明を申し上げます。

○**芳賀委員** 政府の責任において行なった発言は、それが文書の形式であっても口頭の形式であっても、その場限りであるとは根拠はない、権威がない、責任がないというものは、ないと思っております。たとえば、全国の知事会議を政府が招集しても、各担当大臣の説示というものはあるでしょう。これは口頭でやっても、あれはたいがいあいさつと同じように勢いのいいことを言っただけで、

あとは何も責任がないとか根拠が残らないというものではない。それじゃ何のために担当者を集めたかということになるのです。だからそういうことを言わないで、口頭であれば口頭でいいですから、口頭で述べた要旨を文書に整理して、これはみなに配付するのとまがなければ私にだけあらかじめよこしてもらわないと、あと会期は幾ばくもないのですからね。まだ畜安法の提案理由の説明をもらっただけですから、そういうことも考慮に入れて……。

○**中川委員長** この際、暫時休憩いたします。午後一時十七分休憩

午後四時六分開議

○**中川委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。農林水産業の振興に関する件について質疑を続行いたします。芳賀委員。

○**芳賀委員** 先ほどの休憩前にこちらから指摘しました、いわゆる四月二十三日の担当者会議における松本発言なるものの中身について局長から責任のある説明を願いたい。

○**楢垣政府委員** 先ほどの当委員会、芳賀先生から四月二十三日の全国の乳業関係担当者の職員の前におきまして牛乳乳製品課長の松本からどういふ発言をしたかということを示せということとでございますが、先生のお手元へはその要旨を配ってあります。松本発言の要旨は新制度の趣旨に沿って加工原料乳の数量の認定、それぞれの用途別の乳価の形成が適正になされるよう一般的な指示をいたしたのでございますが、その際加工原料乳価格については政府の示した基準取引価格を基準として折衝すべきである旨の発言をいたしましたのでございます。

なお、牛乳乳製品課の課長補佐白井技官が、四月二十二日の全国酪農協同組合連合会が主催をいたしました都道府県指定生乳生産者団体の代表者による新乳価制度懇談会の席上、乳価問題で見解を表明したことがあるのでございますが、その発言

の要旨は、加工原料乳の取引価格は基準取引価格を基準とすべきであり、これを大きく上回ることに ついては制度のたてまえ上おのずから限度がある という趣旨と、それからたまたま乳製品市況が好調だからといって加工原料乳の取引価格を高くきめると、市況軟調のときは逆に基準取引価格を下回るともよいという趣旨になり、新しい用途別取引価格体系の意味がなくなるおそれがあるという 発言をいたしておるのでございます。

○**芳賀委員** それでは順を追って、まず松本発言なるものについて詳しくお尋ねしますが、いま局長から資料として提示された発言要旨の内容と、われわれが手元に持っております内容というものが、だいたい違うわけですか。これは口頭で担当者会議で発言したということですから、したがって口から耳に伝わった趣旨の内容というものは、おのずから理解においてもニュアンスの相違があることは当然でして、こういう重大な説明等を行なう場合は、後日の責任を回避するために特に口頭で行なうということは今後改めてもらいたいと思う。大事な法律運用上特に指示すべき事項等については、担当者会議であっても、当然これは文書化したものに基づいて間違いのない運営とか、農林省の趣旨を徹底させるべきである、こういうふうには、担当者が、いかがですか。

○**楢垣政府委員** 御質問の御要旨は、こういうような見解は制度運用上きわめて重要な問題であるから、それについては農林省の指導方針が明確である必要がある、かつ誤解等が起ることを避けるために、文書等をもって明らかにするような措置をしておくべきであるという御意見と承るのでございまして、私もまさにそのとおりと考えております。今後十分注意をいたしたい。この会合ではあらかじめそういうことを指示をするという目的はなかつたのでございますが、たまたま乳価問題に触れた場合に、ふだん私から指示をいたしておりましたことを口頭をもって表明をしたという結果に相なったのでございます。

御趣旨の点につきましては、私ども十分留意を

してまいりたいと思っております。

○**芳賀委員** ただいまの局長の説明によると、一般的な指示の中で加工原料乳の価格については政府の示した基準取引価格を基準として折衝すべきである旨を発言した。この程度であればそういう問題は、ないと思うわけですが、われわれの手元にある発言の要旨というものは、まず加工原料乳についてはあくまでも、基準取引価格の線を守って取引価格を決定することとし、過大な要求をせしめないこと。こういうふうなことになるおと、その理由として、一つは、「基準取引価格を従来の実勢取引価格と比較すること、その背景となる流通形態が異なるので無理である。」その二は、「基準取引価格を上げなければならないような事態になれば、保証価格を下げなければならない。」この点は重大な発言の点ですね。三は、「乳製品の安定指標価格の意味がなくなる。」四は、「加工原料乳価格に足を引かれて、市乳価格の価格形成がゆがめられる。不足払い制度の意味がなくなる。従って、生産者団体としては、飲用向、その他の面で獲得すべきである。飲用向は、自由に交渉されるべきものだ。」以上のようになっております。それで、この基準価格の線を基礎にしてやるといふことは当然であります。この生産者団体に過大な要求、基準取引価格の線を越えたいへんなことだと思ふのです。それから、「基準取引価格を上げなければならないような事態になれば、保証価格を下げなければならない。」これは一種のおどかしのような発言とも考えられるわけですが、この点はもう少し詳しく局長から明らかにしてもらいたい。局長で不明であれば、松本課長を、これは政府の説明員として出られるわけですから、局長のほうで必要があれば出席してもらいたいと思っております。

○**楢垣政府委員** 乳価に關します基本的な態度は、私から明確に部下に指示をいたしておりますので、私からお答えすることができると思います。

まず、お示しになりましたお手元の資料は、おそらく報道関係の記事であろうと思うのでございませう。この都道府県数量認定関係担当者会議というのは部外者を一切入れない会議として持たれたものでございまして、報道関係としても正確な報道ができるはずはないのでございませう。おそらくいろいろな形で聞き取り等を総合して記事をとめたものと思われれるのでございませう。その点について多少言ひ分が横着かもしれませんが、責任を負いかねるのでございませう。その前日白井課長補佐が全酪連の懇談会で発言をいたしましたものが、これは新聞社の速記に基づいてかなり正確に報道されておりました。松本課長の発言も同じ私の指示に基づく発言でございませうから、間違ひを御しなさいと信じますので、御参考までにその部分を読み上げてみます。

(1)従来の取引乳価はいわゆる混合乳価であつて、今後の乳価設定の基準である生産実態、市場実勢等とは何ら関係のない妥協乳価ともいえるものであつた。今回の制度で加工原料乳価を全国一本に決定しているため、各地の自然・経済条件を飲用乳価にいかんにか反映させるかむずかしい問題であるし、加工原料乳の取引価格が、基準取引価格を大きく上回ることに付いてみずから限度が設けられるべきであるとする意見も各方面から相当強い。これらの点について目下当局内部で鋭意検討中である。(2)たてまえとしては、安定指標価格から標準経費を控除したものが取引価格であることから、乳製品市況が好調を続ければ、当然基準取引価格を大きく上回る現象があらわれよう。

しかし、この行き方をそのまま是認すると、逆に市況軟調のときは基準価格を下回ることになり、価格体系の意味がなくなるばかりでなく、用途別取引が完全に破壊されてくる。一そのおそれがある、こういう趣旨の発言をいたしておるのでございませう。

○芳賀委員 そこで基準取引価格と、指定生産者団体が乳業者と交渉してきめる場合の実際の取引価格の関係については、これは昨年の法案審議の

場合においてもあるいはまた四月一日に農林大臣が新しい乳価を告示された後における当委員会の太田参事官の説明等においても、これは疑問のないほど明らかになっておるわけですね。基準取引価格はあくまでも基準取引価格であつて、実際の取引価格というものは、当事者間の交渉によって基準価格を上回つても、これは差しつかえない。当然そういうことは起き得るということをは明らかにされておるわけですね。それを担当者会議においてあくまでも基準取引価格の線を取引価格をきめなければ、これは保証価格の変更まで及ぶというようなことを強調するということには、これは担当官として法律の内容を知らない言辭だと思ふわけなんです。その発言が各地のすでに決定されたあるいは決定を見ようとした原料乳あるいは用途別飲用乳等に対する決定を変更させるといふような強い影響力を与えたといふことは、これは局長も御存じのとおりと思ふのです。ですから、いま資料として出された程度の発言であれば、これは何もあたりまえのことですからね。当事者間で決定した契約価格というものを變更しなければならぬとか、改めさせるといふような、そういう事態にはならなかつたと思ふのです。その間の経緯はどうなんでしょうか。

○榎垣政府委員 御指摘になりました報道の「基準取引価格を上げなければならぬような事態になれば、保証価格を下げなければならぬ」といふのは、これはおおよそその制度を知つておる者にとつては無意味な文句でございませう。基準取引価格が上がるか下がるかということとは全く無関係な問題でございませう、私の信頼をする部下がこれほど法律を知らないといふことはない。いんやん法律案の作成に当たつた者がこういうことを言うわけは私は絶対にないと思ふのでございませう。私もこの記事は読んだのでございませうが、非常に誤解が起ころおそれがあると思ひましたので、特にその報道筋の記者と単独会見をいたしまして、私として見解をはっきり正確に記事として報道するよう

な措置をまずいたしたのでございませう。同時に、このようなことが誤り伝えられて、乳価の決定に支障があつては困ると思ひまして、畜産局としての見解は、中央酪農会議に対してもはっきり指導をいたしました。また乳業関係についても、畜産局の加工原料乳の乳価の取りきめ方についての基本的な考え方を明快に示してあります。そういうことでございませうので、現段階におきましてこれらの誤解というものは私はほぼ氷解をしておるものと信じております。

○芳賀委員 この点は政府が決定、告示をしました昭和四十一年度の加工原料乳の保証価格あるいは基準取引価格、指定乳製品の価格等に関して当委員会としては四月十二日に同僚の東海林委員が主として政府に質問を行なつたわけですね。そのときは農林大臣、榎垣畜産局長も出席できなくて、具体的な点については太田参事官から説明が行なわれておりました。特にたいだいまの基準取引価格と当事者間で決定する取引乳価との関係の部分については、私からこの点を質問しておるわけですね。その点だけをちょっと申しますと、「今度は実際の生産者団体と会社の取引価格ということになりますと、基準価格は告示になつたからわかつておるでしょうが、これだけで取引せよといふわけはない。これはあくまで取引だから、生産者団体と会社側で取引上の話し合いをして、その結果が基準取引価格よりもたとへば二円とか三円高きめたとつて差しつかえないわけですね。」こういう趣旨で太田参事官にたゞしたわけでありまして、これに對しまして太田説明員は「そのとおりでございませう」とこれは明快になつておるわけですね。この理解というものは、昨年の法律の審議の場合において局長からもしばしば強調されておる点で、太田参事官の答弁も法律の趣旨に沿つた答弁であるとわれわれは確信しておるわけですね。ですから、これを担当の課長が、あくまでも基準価格を守らなければいかぬ、それをこえるようなことをやつた場合においては保証価格を下げるなんというような、全く局長が言つたとおり、しろう

とでも言えないようなことをあえて言つておるわけですね。それも担当官としての権限をかきに着て、全国の担当者会議でそういうことを強調したといふことになると、生産者団体はこれは変なことを言ふと思つても、会社側にしてはこれはもうえらい武器ですね。畜産局がそういうことを言つてくれたのだから、これはあくまでも基準取引価格できめればよいということ、すでに基準価格を数円上回つた取りきめが行なわれたところも、これを改約して、そして基準取引価格の線でなければ取りきめしないといふようにメーカー側の態度を硬化させたわけですね。その意味において松本発言というのはメーカー側を利益させる有力な武器になつたといふことは否定できないと思ふのです。ですから、この武器をメーカー側から取り上げてしまつたといふと、加工乳の交渉にしましても、また先ほど言ひました飲用牛乳の価格交渉にしましても、正常な話し合いは進まないわけですね。局長のいまの答弁によつてその点は全くの誤報である、局長としてそういう不信な部下はいないといふことをあなたに信じておるわけですから、この点はそうであつれば全国の指定団体等に対して四月二十三日の松本発言なるものは間違いであるといふことを明らかにすると同時に、メーカー側に対しても趣旨を徹底させなければならぬ。当事者間の話し合いで基準価格を上回る価格決定がされても、それはそうすべき根拠といふものがあつて妥結するわけでありませうから、それは正常な取引価格として当然契約が実行されるべきであると思ふわけですね。この点は絶対間違いではないですか。

○榎垣政府委員 ただいままで申し上げてまいりましたとおり、ただいま芳賀先生のおっしゃいましたことは私も同見解でございませう。多少補足して申し上げたいと存じます。この報道がございましたことが乳価の決定交渉に悪影響があつてはならぬといふ配慮は、私も先ほど申し上げましたように、中央酪農会議なりあるいはメーカーに對しまして、また直接四社の酪農部長にも私から公式の見解をはっきり申し述べたのでございませう。

第一類第八号 農林水産委員会議録第五十三号 昭和四十一年六月二十四日

一七

います。また同じ報道紙上に私の見解を明確に報道してもらっております。でございますので、私は、その点なおこういう問題が尾を引いておるようであれば、はなはだ遺憾でございますので、心配でございますから、こういうような誤解がなくなるようにしかるべく措置をしたいというふうに思っています。

なお、当然のことでございますが、この報道の中に若干あらわれてきます思想は、私の指示をいたしましたし、線まで話をしておるのでございますが、乳製品の価格は、御案内のようによろしく変動いたしますのでございます。安定相場価格というものを設けてございまして、現実には価格の支持をすべき水準というものは、政令で一定の幅が設けられておるといふのも、そういう価格現象の実態に合わせて考えられておるものなのでございます。でございますので、年間を通ずる基本的な加工原料乳の契約価格というものは基準取引価格をもって定めることが適当ではないかというふうに考える。

ただし現実の市況によって、メーカーに乳価としての支払い余力ができる、支払い能力が増すという段階においては、それに応じた乳価のプラスアルファをすべきであるということが私どもの公式の見解でございます。その趣旨のことをただいま申し上げましたような形で表明をいたしておるのでございますが、御注意もございまして、なお十分に注意いたしまして間違いないようにいたしたいというふうに思っています。

○芳賀委員 いまの局長の説明も、先ほどの説明よりちょっと明快を欠いておるわけですね。とにかくこの法律に基づく契約は、原則として一年間を期限とした契約ということになっておるわけですね。したがって、そういうことを前提として十分交渉を行なうて、そうしてその結果が基準取引価格よりもある程度上回った取引価格が設定された、そういうことが当然なわけですね。そうでないと、基本契約は基準取引価格で契約して、あとはこの乳製品の市況等によって特別に勘案できるということになれば、これは従来の取引と変わ

ないわけですね。その補助とか助成という形で行なうということになれば、ほんとうの厳密な意味の取引価格ということにはならないおそれがあるわけですね。今回の場合にはあくまでもその裏乳価とか基準価格と認めたいような季節的なものはできるだけ整理して、それを正常な取引価格にガラズ張りや乗せて、そうして不安定のない状態で行なうべきであるというのが法律の趣旨でもあるわけですね。畜産局長の指導方針でもあると考えるわけですね。だからそれがまたほかされるような指導方針はうまくないと思うのです。この点は十分注意してもらいたいと思います。

それから、いま資料として出された白井発言の要旨の(2)の中で、「たまたま乳製品市況が好調だからといって、加工原料乳の取引価格を高く高きめると、市況軟調のときは、逆に基準取引価格を下回ってよいということになり、新しい用途別取引価格体系の意味がなくなるおそれがある。これもおかしいと思うのです。元来、今度の基準価格の決定は、われわれが見た場合には実情よりも非常に下回った価格をきめておるというように判断されるわけですね。それは結局、乳業者本位の基準取引価格をきめたということになっておるわけですね。そのことは、市況の変化から見ると、市況変動によって相当下値になった場合も当然たえ得る基準取引価格であるということも言えるわけですね。ですから、市況軟調になった場合にはまたたいへんなことになるという、そういう不安はないのです。これは基準取引価格を不当に安くきめておるわけですからそうなんです。これはけしからぬということをわれわれは当初から言っておるわけですから、こういう点を白井発言の中で強調するというのはおかしいのです。おそろく白井君というのは、政府原案を作成する場合には直接担当して、いかに基準取引価格が不当に低いかということに心得ておって作業した人物だと思

うのです。この点はまだ問題残りますよ。用途別の取引価格体系の意味がなくなるというのはおかしいと思うのです。

○榎垣政府委員 白井発言の要旨の二につきましては、これは確かに片寄った見方をいたします。若干の誤解が生ずるおそれがあると思はれます。白井発言の本旨は、先ほど報道されました前文のところでも申し述べましたようにございまして、要は、加工原料乳の取引価格について、基準取引価格の果たす役割りは市況の変動のいかんにかかわらず、それだけの価格が必ずメーカーとしては払わなければならない性質のものであるということを確認しておるのであります。したがって、市況の変動に応じて加工原料乳の取引価格を動かしていくという性質のものではないということをおっしゃるのであります。市況が好調でメーカーに支払い能力がある場合には、それは上積み乳価として、基本取引契約ではございませんで基本取引価格の上に加算すべき性質のものであるということをおっしゃるのでございます。もし市況に応じて加工原料乳の価格がそのつと変動するという性格の価格であるならば、用途別取引価格体系というものは維持できないという論理の話をいたしておるのでございまして、この点はこの席上で明らかにいたしておきたいと思

います。

○芳賀委員 その点はさらに明確にしてもらいたいと思つたのです。いまの局長の論法から言くと、基本になる取引価格というものはあくまでも基準取引価格の線で定めるべきである、しかし乳製品の市況を反映させた市況の好調分の配分というものは、基本になる取引価格の上積みになるような配慮で行うべきである、そういうことをあなたは言っておるわけですね。そうじゃないですか。

○榎垣政府委員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。取引価格というものはあくまでも基準取引価格でやるという思想と同じじゃないですか。

○榎垣政府委員 現実の取引価格というのは、私はいささか理解をしておるわけですね。加工原料乳の取引価格というものは、基本的な価格としてそれ以下の価格には絶対に落とすべきではないという価

格であるべきである、その価格は基準取引価格である。現実の取引価格は、市況の状態でありませうか、あるいはもう少し言えばメーカーごとの支払い能力の差もあるはずでございますから、そういうものが加算されて差しつかえないという思想でございます。

○芳賀委員 だから、それは四月十二日の太田参事官の答弁にもあるように、実際の取引価格というものは基準価格を下回っては絶対にならないので、それをキロ当たり数円上回る契約をすることとは差しつかえない。それは保証価格には何ら変更の影響を及ぼすものでないということ、これは明らかにしておるわけですね。そういう考え方が法律の趣旨なんですからね。だからその考え方が上に立って、たとえば一年間契約をする場合も基準取引価格に数円加算された価格で契約を締結し、それが当然基礎にあって契約が実行されるわけですね。そのほかに、契約の取りきめ後に非常に乳製品市況が好転をした、しかし本契約を直すという事はなかなか話し合ひでもできないので、これは暫定的に上積みとして別途に乳代加算という事で支払いをする、こういうことは当然あり得ると思つておいてもらいたいと思つたのです。いま私の言つたとおりにかどうですか。

○榎垣政府委員 基本的なものの考え方は、先生のおっしゃいますことと私の申し上げましたことに違いはないと私は理解をいたしております。法律が加工原料乳についてこれ以下の価格を払うことはたてまえとして認めないというの、基準取引価格であるということをおっしゃるわけですね。運用する立場の者としては言わざるを得ないという事でございまして、私は、当事者間で基本的に私どもの考えております線にたがうことな

く納得の上で定められる加工原料乳についてとかく言う気持はございません。

○芳賀委員 もう一度繰り返しますと、基準取引価格は御承知のとおりキロ当たりすると三十一円八十一銭、一升当たりすると五十九円六十四

円八十一銭、一升当たりすると五十九円六十四

銭です。これを当事者間の取りきめに基づいて、たとえばキロ当たり三十五円なら三十五円にするということ、基本契約に基づく乳価として一年間の契約の場合にはそれを実行する。それが基本的な取引価格の決定ですね。そのほかに、この契約締結後に乳製品の市況というものが、たとえば事業団が緊急輸入するとか、市況が高騰するというような現象がいま起きておるわけです。この現象は、この契約をしたときの時点においては反映されなかったということになれば、その後にはこれは時期的にあるいは暫定的にその分に対してはこれは話し合いで上積みされるべきである、そういうことを私はいま言っているわけです。この解釈に変わりがなければ、それを局長から確認しておいてもらえばいい。

○**榎垣政府委員** 基準取引価格は全国を通じるこゝれ以下の加工原料乳代によって取引してはならないという性質のものである、それに対して、両者の合意に基づいて年間不変動の部分のものが加算され、さらに変動部分を加算するというような方式がとられても私は一向に差しつかえないと思えます。

○**芳賀委員** それは間違いですね。——ちょっと発言してください。

○**榎垣政府委員** 私は、そういう契約であっても何ら差しつかえないというふうに考えております。

○**芳賀委員** その次にお尋ねしたい点は、ことしの四月十六日付で中央酪農会議の会長の森八三三君の名前で畜産局長に対して、飲用牛乳に対する取引交渉を相手乳業者と円滑に進めるために政府として適正な指示をしてもらいたい、その内容は、中央酪農会議と全国を区域とする乳業者並びに中小乳業の代表者と交渉の場をあっせんされたい、その二は、飲用向け等その他用途向け乳価の合理的な形成をはかるため、これらの平均加工費、平均販売費等所要の資料を提示されたいという要請が局長あてに行なわれまして、それを受けて五月の六日に畜産局長から中央酪農会議会長あてに「飲用

原料乳価格の形成等について」という回報が出されておるわけです。この回報に添付された「飲用牛乳の製造販売費用等について」、これはあくまでも基準的なものであると思いますが、これを普通牛乳と加工牛乳に区分して、特に重要な点は、製造販売経費、平均的利潤等の面において明らかにされておるわけでありまして、これは今後生産者団体としては、飲用牛乳をメーカー側と折衝する場合において、従来不明であるとされておったところの飲用牛乳の特にメーカー段階における経費部分あるいは利潤部分というものは大体畜産局の手を通じて、上限下限の幅はありますが、よりどころが明らかになっておるわけです。生産者団体としてもこれが妥当なものとも考えておらぬかもしれませんが、しかしよりどころになることはあくまでも事実だと思ふ。ですから、この点は畜産局としても、折衝の場合、経費の話し合いの場合には相当地確信を持って裏づけをして促進すべきでないかと考えますが、その点はいかがですか。

○**榎垣政府委員** この点については先ほども東海林委員にお答えを申し上げたのでございますが、私もこれはメーカー自身の協力も得まして二十六工場製造販売経費を調査したことから、ごく客観的な一日につき五千本以下の処理工場というものは平均的な処理経費を出すデータとしては不十分であるということ、また提出された加工経費では、常時赤字を出す工場ということになるような資料では信憑性がないということ、除外いたしました。残りのものを平均をいたし、その変動幅を一シグマ・プラスマイナスして取引価格決定の際の足がかりにするように資料として提示したものであります。その限りにおきましては、私どもはこの資料はほぼ正確なものであると確信をいたしておるのでございまして、これに基づいて構想が進められることが望ましいというふうに考えておるのでございます。

○**芳賀委員** 委員長に申し上げますが、いま大事な点によりやく到達したわけですが、議事進行上の都合もありまして、一応本件の質疑を中断

させてもらって、あとは別途の案件について審議を進めたいと思ひます。

○**中川委員長** この際、農産物価格安定法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めさせていただきます。先般理事会におきまして御協議を願っていたのでありますが、その内容につきまして委員長から御説明申し上げます。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案  
農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「正常な水準」を「適正な水準」に、  
「農業生産及び農家経済の安定」を「その農産物の生産の確保と農家所得の安定」に改める。

第二条第一項中「省令の定めるところにより」を「必要な時期において、必要な数量の」に、「毎年農林大臣の定める数量の範囲内において」を「省令の定めるところにより」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 農林大臣は、前項の規定による農産物等の買入れをしようとするときは、生産者団体の意見を聞かなければならない。

第五条第一項第一号中「農業パリティ指数に基づき算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参しやくして」を「農業パリティ指数に基づき算出した価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として」に、「加工に要する費用等」を「原料運賃、加工に要する費用等」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

(廿) 又馬鈴しよの価格に関する勸告)

第八条の二 農林大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、廿しよ生切干、廿しよでん粉又は馬鈴しよでん粉の生産者が原料基準価格に基づき算出した価格でその原料である廿しよ又

は馬鈴しよを買入れ、又は買入れられるおそれがあると認めるときは、当該生産者に対し、その価格を少なくとも当該額に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

○**中川委員長** その内容は次のとおりであります。

一 米麦に次ぎ重要な農産物の価格が適正な水準から低落することを防止し、農産物の生産の確保と農家所得の安定をはかることを本法の目的とすること。

二 政府は、農産物等を必要な時期において、必要な数量を買入れることができるとすること。

三 原料基準価格については、パリティ価格を基準とし、生産費及び物価、需給事情その他の経済事情を参酌し、再生産を確保することを旨として算定することとする。また、政府の買入基準価格については、原料基準価格に原料運賃、加工に要する費用等を加えて得た額とすることとする。

四 原料農産物の取引の公正を確保するため、農林大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行ない、これを公表することができることをすること。

以上でありまして、理事会の御協議によりお手元に配付いたしております案を起草した次第であります。詳細な内容等につきましては案文により御承知を願ひたいと存じます。

○**中川委員長** 本起草案に御発言もないようでありまして、直ちに採決に入ります。

お手元に配付しております農産物価格安定法の一部を改正する法律案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと思ひま

すが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。(拍手)

この際、政府において所信があれば、これを聴取することいたします。坂田農林大臣。

○坂田國務大臣 ただいまの議案につきましては、院議に従いまして善処いたしたいと思います。

○中川委員長 ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次会は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会